地震災害時業務継続計画

（第１次）

鎌　　倉　　市

目　次

第１章　基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１　計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第３　防災計画等への反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第４　発動基準及び解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第２章　被害状況の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第１　想定する地震と震度の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第２　物的・人的被害等の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第３　市役所等の公共施設（市有）の被害想定・・・・・・・・・・・・・・ 7
第４　職員の参集に関する予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

第３章　非常時優先業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第１　災害応急対策業務の時系列展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
第２　組織（部）別の対応業務の時系列展開・・・・・・・・・・・・・・・32

第４章　具体的な措置の検討課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

第１　職員の参集・体制等に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・41
第２　庁舎及び庁舎等の機能維持に関すること・・・・・・・・・・・・・・42
第３　電話・通信等に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
第４　情報システム・重要データの保全に関すること・・・・・・・・・・・44
第５　執務環境等に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
第６　飲料水・食糧等（職員用）に関すること・・・・・・・・・・・・・・46
第７　車両・燃料に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

第５章　業務継続体制の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

第１　教育・訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第２　業務執行体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
第３　点検・見直し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

第１章　基本的事項

第１　計画策定の目的

本市における地震災害対策は、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 236 号）に基づく「鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編)」（以下「地域防災計画」という。）を基本的かつ総合的な計画として、南関東地震をはじめとする大規模地震を想定し、予防から応急対策、復旧・復興までの様々な取組を進めてきたところです。

さらに、本市においては、神奈川県による地震被害想定調査、津波浸水予測図の見直し、さらには中央防災会議による南海トラフ巨大地震の想定に基づき、従来の地震災害対策に加え、津波対策の抜本的な強化を図ることとしています。

その一方で、本市は、市民に一番身近な基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害対応中であっても休止することによって市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務は、継続して実施することが求められています。大規模地震または津波の発生により、行政自身にも被害が及び、市役所機能の低下が余儀なくされる状況も想定される中にあって、本市が自らの責務を果たしていくためには、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材等の資源を効率的に投入し、行政機能の継続と早期復旧を図ることが必要です。

このような背景を踏まえ、地震災害による影響によって市役所機能が低下する場合であっても優先して実施すべき業務の継続と早期の復旧を実現し、市民・事業者の生命・生活・財産を守り、都市機能を維持・復旧することを目標として、「鎌倉市地震災害時業務継続計画」（以下「業務継続計画」という。）を策定します。

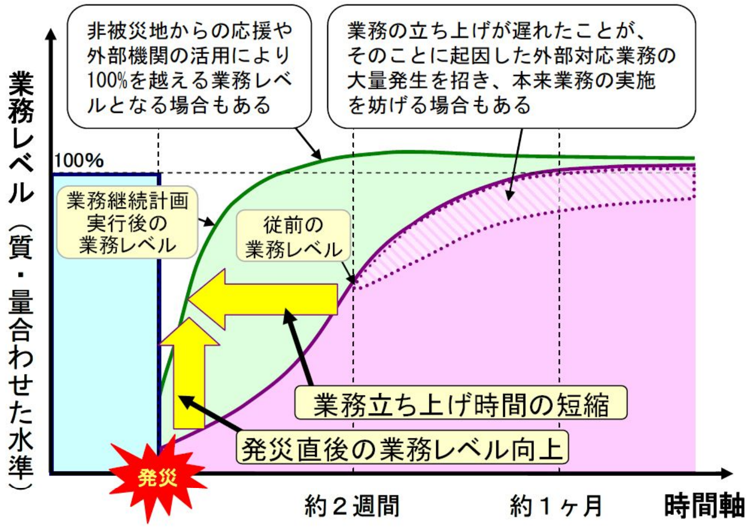

図-1.1　業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ

出典：地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説―第１版―（平成 22 年４月）

第２　計画の位置づけ

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、鎌倉市防災会議が作成する防災に関する計画であり、市域の災害予防、災害応急対策、復旧・復興等を総合的に示すもので、本市の防災対策の基本となるものです。

一方、業務継続計画は、下記より選定される災害後優先すべき業務（非常時優先業務）を選定し、限られた人員や資機材等の資源を効果的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図るなど、地域防災計画の実効性を高める計画として位置づけられます。

≪災害後優先すべき業務（非常時優先業務）≫

○　地域防災計画に記載されている災害応急対策業務

○　地域防災計画に記載されていない発災後の応急業務

○　平常時の業務（通常業務）のうち、継続・早期復旧が必要な業務

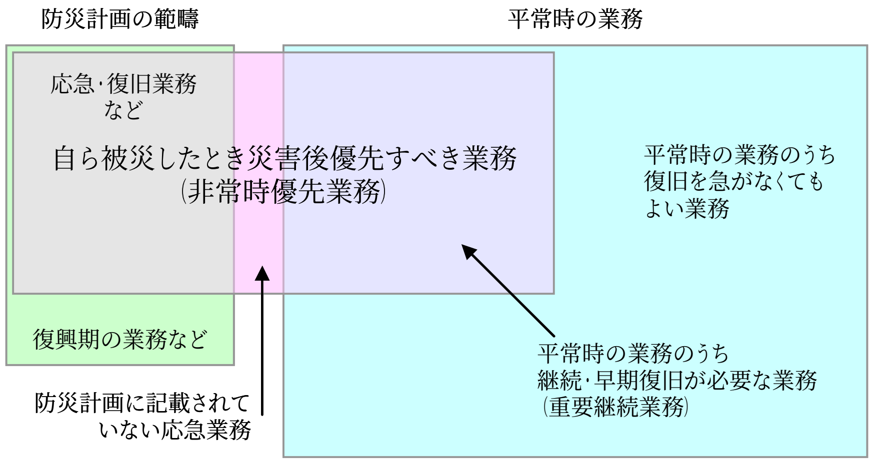

図-1.2 地域防災計画に明記されている災害対策応急業務と平常時の業務、及びそれらを踏まえた非常時優先業務の位置づけ

出典：丸谷(2008)「事業継続計画の意義と経済効果」を参考に作成

第３　業務継続体制の整備

業務継続計画に基づき、目標復旧時間、人員体制の確保、意思決定手順、権限代行、物資等の資源の確保等に関して、各業務の具体的な対応マニュアル等を必要に応じて作成し、適切な業務継続体制を整えていきます。

第４　発動基準及び解除

1　発動要件

大規模な地震の発生により、市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置され、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とします。

≪災害対策本部の設置基準≫

災害対策本部の設置基準は、以下に示すとおりです。

- 市内で「震度５弱」以上の地震が観測されたとき。
- 隣接する市の地震震度観測地点において「震度５弱」以上の地震が観測されたとき。
- 気象庁の津波予報区の相模湾・三浦半島に「大津波警報」「津波警報」が発表されたとき。
- 東海地震注意情報が発表されたとき。
- 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。

2　発動権限者

市災害対策本部長（市長）（以下「市本部長」という。）とします。なお、市本部長に事故があるとき、または市本部長が欠けたときは、鎌倉市災害対策本部条例第２条の規定による代理者である災害対策副本部長（副市長）（以下「市副本部長」という。）を発動権限者とします。

3　発動の流れ

(1) 市副本部長及び各部部長は、本部会議において、市域及び市役所機能の被害状況等を市本部長に報告します。
(2) 市本部長は、市副本部長、各部部長からの報告に基づき、速やかに発動の是非について決定します。
(3) 発動を決定した場合、防災安全部危機管理課は、直ちにその旨を各部部長及び防災関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表します。
(4) 各部部長は、市内の被災状況に応じて初動体制を速やかに確保します。

4　解除

市本部長は、本市における全ての通常業務の再開をもって業務継続計画の解除を宣言します。

ただし、各部部長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進ちょく状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとします。

第２章　被害状況の想定

ここでは、神奈川県が平成 19 年度から 20 年度にかけて実施した地震被害想定調査の結果をもとに、①震度、②物的・人的被害等の想定、③市役所等の公共施設（市有）の被害想定のほか、④職員の参集に関する予測を想定シナリオとして採用しています。

第１　想定する地震と震度の想定

本市の業務継続計画で想定する地震は、地域防災計画の想定地震のうち、予測される被害量が市内最大級となる「三浦半島断層群を震源とする地震」と「南関東地震」とします。

なお、本市の沿岸地域では、津波による被害も懸念されます。そこで、大正関東地震の再来を想定した「南関東地震」による津波の被害も考慮します。

１　三浦半島断層群を震源とする地震

三浦半島に分布する活断層群を震源域とするマグニチュード 7.2 相当の地震です(図-2.1)。国の地震調査研究推進本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後 30 年以内に地震が発生する可能性が高いグループに属するとされています。一方、相模トラフで発生する地震の想定震源域との関係が指摘されるなど、新たな研究成果も得られつつあります。なお、地震調査研究推進本部により、東北地方太平洋沖地震後の活断層の長期評価において、発生確率が高まったと指摘されています。

本市の最大震度は７と想定されますが、市の多くの地域では震度６弱～６強の揺れとなります。

平成 22 年 3 月に公表された、神奈川県地震防災戦略の対象地震として設定されており、平成 22 年度から平成 27 年度までの６か年を対象期間とし、その減災目標は、死者数を半減以上、経済被害額を４割減以上としています。

２　南関東地震

相模トラフを震源域とするマグニチュード 7.9 相当の地震で、大正 12 年（1923 年）の大正関東地震の再来型とされています(図-2.2)。国の地震調査研究推進本部によって今後 200 年～400 年先に発生の可能性が高いとされており、地震に強い長期的なまちづくりの目標とすべき地震です（今後 50 年間の発生確率は０～７％とされています)。また、地震調査研究推進本部の大都市大震災軽減化特別プロジェクトにより震源の研究が進んでおり、現在、海岸保全における津波防護目標とされています。

滑川沿いの低地部で最大震度７となり、市の多くの地域では震度６強の揺れが想定されています。

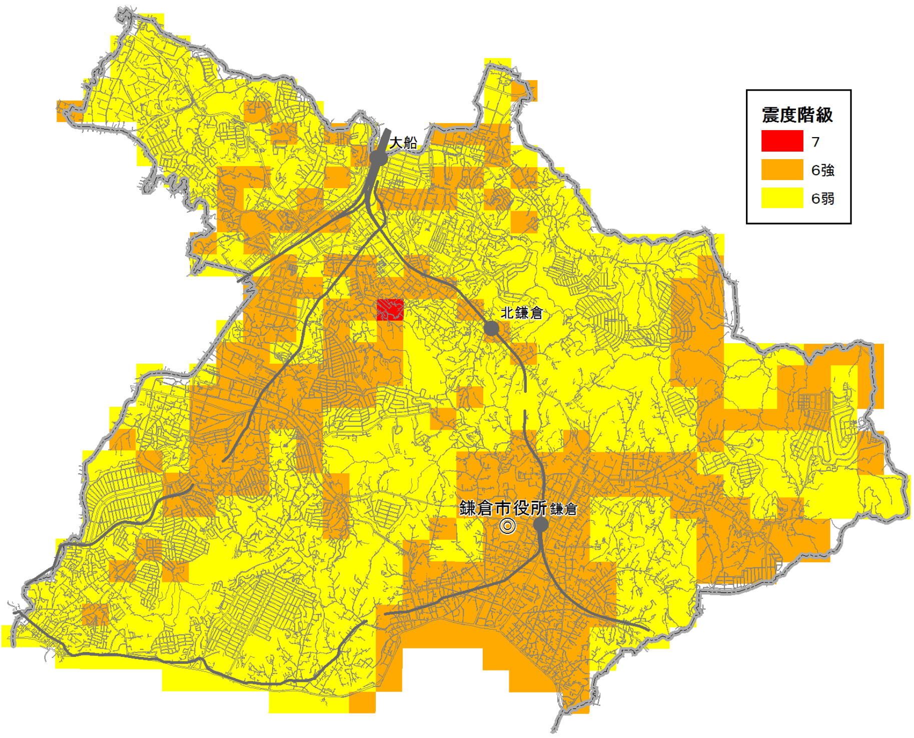

図-2.1　震度分布（三浦半島断層群を震源とする地震）

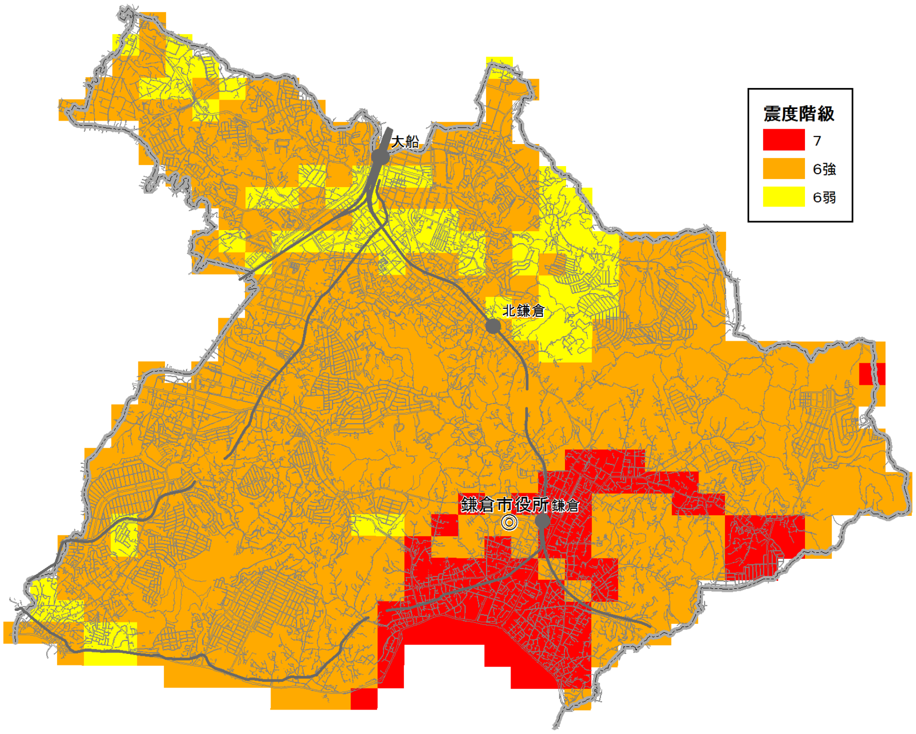

図-2.2　震度分布（南関東地震）

第２　物的・人的被害等の想定

１　物的・人的被害等の想定

冬の平日 18 時、北北西の風 約６m/s（近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均）を条件とした本市の物的・人的被害は、下記のように想定されます。

表-2.1　物的・人的被害の想定結果

被害想定の項目		被害想定の結果	
		三浦半島断層群	南関東地震
建物被害	全壊棟数	18,520 棟	13,810 棟
	半壊棟数	14,310 棟	14,020 棟
火災被害	出火件数	26 件	44 件
	焼失棟数	3,210 棟	6,260 棟
人的被害	死 者 数	200 人	240 人
	負傷者数	7,920 人	4,560 人
	うち重傷者数	1,810 人	1,340 人
避難者数	１ 日 後	102,600 人	101,400 人
	１ヵ月後	82,360 人	71,920 人
津波による被害	建物被害	－	1,640 軒
	人的被害	－	180 人

神奈川県地震被害想定によれば、きわめて甚大な被害が予測されています。

全半壊建物が 32,830 棟（三浦半島断層群）、火災による焼失 6,260 棟（南関東地震）となりますから、市内の相当数量の建物が半壊以上の被害を受けます。

また、死者数 240 人（南関東地震）、負傷者数 7,920 人（三浦半島断層群）となります。地震１日後の避難者数 102,600 人（三浦半島断層群）は、鎌倉市の人口 174,314 人（平成 22 年　国勢調査）の６割に迫る人数です。

２　ライフラインの被害想定

電力供給と上水道の供給は三浦半島断層群を震源とする地震の場合、ガス、下水道、通信は南関東地震の方で影響が大きくなります。

鎌倉市の住宅総数 76,500 戸（平成 20 年　住宅・土地統計調査）を踏まえると、市内のほぼ全世帯が停電し、固定電話の回線が不通となります。

また、鎌倉市 72,463 世帯（平成 22 年　国勢調査）のうち、三浦半島断層群を震源とする地震ではおよそ５割、南関東地震ではおよそ４割が断水します。

都市ガスの供給は、三浦半島断層群による地震ではほとんど影響を受けませんが、震度７の範囲が広い南関東地震では供給停止します。

表-2.2　ライフライン被害の想定結果

被害想定の項目		被害想定の結果	
		三浦半島断層群	南関東地震
電　力	停電件数	89,210 軒	75,180 軒
都市ガス	供給停止件数	20 件	62,860 件
ＬＰガス	ボンベ被害数	290 本	350 本
上水道	断水世帯数	34,950 世帯	27,830 世帯
下水道	機能支障世帯数	3,140 世帯	5,170 世帯
通　信	不通回線数	66,390 回線	72,730 回線

３　道路・鉄道の被害想定

神奈川県地震被害想定調査によると、地震発生から１日後まではＪＲ横須賀線の北鎌倉駅以南、江ノ島電鉄全線、湘南モノレール全線が不通区間となります。

２日後以降は、ＪＲ横須賀線の鎌倉駅以南、江ノ島電鉄の鎌倉駅－稲村ケ崎駅間が不通区間となります。

材木座海岸付近の国道 134 号は「橋梁などで大規模損傷が想定される区間」となります。南関東地震では、津波による影響も想定されることから、東側低平地の緊急輸送道路は「橋梁などで大規模損傷が想定される区間」となる可能性があります。

そのほか、神奈川県地震被害想定調査で想定されていませんが、がけ崩れによる通行遮断も懸念されます。また、市内の主な道路は渋滞しやすく、地震が発生する時間帯によっては、渋滞中の車両の乗り捨て等により、緊急車両が通行できなくなるおそれもあります。

第３　市役所等の公共施設（市有）の被害想定

「鎌倉市公共施設白書（平成 24 年３月）」をもとに、公共施設（市有）の立地場所において想定される揺れの強さと津波の想定を表-2.3 に整理しました。

市役所本庁舎は築 40 年以上が経過していますが、耐震補強されており、万が一、強い揺れに見舞われても、倒壊等の甚大な被害には至らないと考えられます。しかし、ライフラインの機能が停止し、電気・通信、上下水道などが使用できなくなるおそれがあります。

大船行政センター、長谷子ども会館、レイ・ウェル鎌倉、鎌倉体育館は耐震化されていないため、揺れによる被害の発生が懸念されます。

市営住宅は、諏訪ヶ谷住宅を除く６住宅の建築年が昭和 30 年代、40 年代であり、耐震化されていないこともあり、揺れによる被害の発生が心配です。

南関東地震では、消防本部、材木座保育園、稲瀬川保育園において津波の影響を受ける可能性があります。

表-2.3(1)　公共施設（市有）の被害想定結果

分　類	施　設	住　所	建築年度	耐震化	三浦半島断層群		南関東地震		津波浸水想定	
					震度	液状化	震度	液状化	南関東	明応型
本庁舎・支所等	市役所本庁舎	御成町 18-10	S44	実施済	６強	B／C	６強	A	○	×
	腰越行政センター	腰越 864	H11	不要	６弱	D	６強	D	○	×
	深沢行政センター	常盤 111-3	S55	不要	６強	D	６強	D	○	○
	大船行政センター	大船 2-1-26	S40	工事予定（H25）	６強	C	６強	C	○	○
	玉縄行政センター	岡本 2-16-3	S62	不要	６強	D	６強	D	○	○
生涯学習センター	鎌倉生涯学習センター	小町 1-10-5	S57	未実施	６強	C	7	A	○	×
	玉縄学習センター分室	台 1-2-25	H10	不要	６弱	D	６弱	D	○	○
図書館	中央図書館	御成町 20-35	S49	未実施	６強	B	7	A	○	×
学校教育施設・小学校	第一小学校	由比ガ浜 2-9-55	S40	実施済	６強	C	7	B	○	×
	第二小学校	二階堂 878	S42	実施済	６強	B	7	A／B	○	○
	御成小学校	御成町 19-1	H10	不要	６強	B／C	６強～7	A／B	○	×

【液状化危険度】	【津波浸水想定】
A：可能性が極めて高い B：可能性が高い C：可能性が低い D：可能性が極めて低い ―：なし	○：浸水想定範囲外 ×：浸水想定範囲内 ※明応型は参考までに表記

表-2.3(2)　公共施設（市有）の被害想定結果

分　類	施　設	住　所	建築年度	耐震化	三浦半島断層群		南関東地震		津波浸水想定	
					震度	液状化	震度	液状化	南関東	明応型
学校教育施設・小学校	稲村ケ崎小学校	極楽寺 3-2-3	S55	実施済	６弱	－	６強	－	○	○
	腰越小学校	腰越 5-7-1	S39	実施済	６弱	－	６弱	－	○	○
	深沢小学校	梶原 1-11-1	S44	実施済	６強	C／D	６強	B／C	○	○
	小坂小学校	小袋谷 587	S60	不要	６弱	－	６弱～６強	－	○	○
	玉縄小学校	玉縄 1-860	S40	実施済	６弱～６強	D	６弱～６強	D	○	○
	大船小学校	大船 2-8-1	S52	実施済	６弱～６強	B／D	６弱～６強	B／C	○	○
	山崎小学校	山崎 2500	S44	実施済	６強～７	－	６強	－	○	○
	今泉小学校	今泉 2-13-1	S46	実施済	６弱	－	６弱～６強	－	○	○
	西鎌倉小学校	津 1069	S48	実施済	６弱～６強	－	６強	－	○	○
	七里ガ浜小学校	七里ガ浜東 5-3-2	S50	実施済	６弱	－	６強	－	○	○
	関谷小学校	関谷 468-1	S53	実施済	６弱	D	６弱	D	○	○

【液状化危険度】	【津波浸水想定】
A：可能性が極めて高い B：可能性が高い C：可能性が低い D：可能性が極めて低い －：なし	○：浸水想定範囲外 ×：浸水想定範囲内 ※明応型は参考までに整理

表-2.3(3)　公共施設（市有）の被害想定結果

分　類	施　設	住　所	建築年度	耐震化	三浦半島断層群		南関東地震		津波浸水想定	
					震度	液状化	震度	液状化	南関東	明応型
学校教育施設・小学校	植木小学校	植木 1	S59	不要	6弱	―	6強	―	○	○
	富士塚小学校	上町屋 810	S51	実施済	6弱～6強	―	6強	―	○	○
学校教育施設・中学校	第一中学校	材木座 6-19-19	S59	不要	6弱～6強	D／―	6強～7	D／―	○	○
	第二中学校	西御門 1-7-1	H22	不要	6弱	―	6強	―	○	○
	御成中学校	笹目町 2-1	S41	実施済	6弱	―	6強	―	○	○
	腰越中学校	腰越 4-11-20	S52	実施済	6弱	D	6強	D	○	×
	深沢中学校	梶原 1-14-1	S40	実施済	6強	―	6強	―	○	○
	大船中学校	大船 4-1-25	S32	実施済	6弱	D	6弱	B／D	○	○
	玉縄中学校	岡本 1100	S48	実施済	6強	C	6強	C	○	○
	岩瀬中学校	岩瀬 840	S55	実施済	6弱～6強	―	6弱～6強	―	○	○
	手広中学校	手広 5-7-1	S57	不要	6強	―	6強	―	○	○

【液状化危険度】
A：可能性が極めて高い
B：可能性が高い
C：可能性が低い
D：可能性が極めて低い
―：なし

【津波浸水想定】
○：浸水想定範囲外
×：浸水想定範囲内

※明応型は参考までに整理

表-2.3(4)　公共施設（市有）の被害想定結果

分　類	施　設	住　所	建築年度	耐震化	三浦半島断層群		南関東地震		津波浸水想定	
					震度	液状化	震度	液状化	南関東	明応型
保育園	材木座保育園	材木座 3	S47	工事予定(H25)	6強	D	7	C	×	×
	稲瀬川保育園	長谷 2	S51	工事予定(H25)	6強	B	7	A	×	×
	腰越保育園	腰越 5	S43	実施済	6弱	―	6弱	―	○	○
	深沢保育園	梶原 2	H19	不要	6弱	―	6強	―	○	○
	大船保育園	大船 2	H8	不要	6強	B	6強	B	○	○
	岡本保育園	岡本 2	S55	未実施	6弱～6強	C／D	6弱～6強	C／D	○	○
子育て支援センター	鎌倉子育て支援センター	御成町 20	H12	不要	6強	B	7	A	○	×
	深沢子育て支援センター	梶原 2	H19	不要	6弱	―	6強	―	○	○
	大船子育て支援センター	小袋谷 2	S49	未実施	6弱～6強	B／D	6弱～6強	B／C	○	○
青少年施設	鎌倉青少年会館	二階堂 912-1	H12	不要	6強	B	7	B	○	○

【液状化危険度】
A：可能性が極めて高い
B：可能性が高い
C：可能性が低い
D：可能性が極めて低い
―：なし

【津波浸水想定】
○：浸水想定範囲外
×：浸水想定範囲内

※明応型は参考までに整理

表-2.3(5)　公共施設（市有）の被害想定結果

分　類	施　設	住　所	建築年度	耐震化	三浦半島断層群		南関東地震		津波浸水想定	
					震度	液状化	震度	液状化	南関東	明応型
青少年施設	玉縄青少年会館	玉縄１-２-１	S45	実施済	６弱	―	６強	―	○	○
	二階堂子ども会館・にかいどう子どもの家	二階堂 912-１	H12	不要	６強	B	7	B	○	○
	第一子ども会館・だいいち子どもの家	由比ガ浜２-９-13	H25	不要	６強	C	7	B	○	×
	おなり子どもの家	御成町 18-10	H22	不要	６強	B	６強	A	○	×
	長谷子ども会館	長谷１-11-１	M43	未実施	６強	C	7	B	○	×
	いなむらがさき子どもの家	極楽寺３-２-３	S55	実施済	６弱	―	６強	―	○	○
	七里ガ浜子ども会館・しちりがはま子どもの家	七里ガ浜東５-３-３	H19	不要	６弱	―	６強	―	○	○
	こしごえ子どもの家	腰越５-７-１	S40	実施済	６弱	―	６弱	―	○	○
	西鎌倉子ども会館・にしかまくら子どもの家	津西１-16-36	H3	不要	６弱	―	６弱	―	○	○
	梶原子ども会館	梶原４-４-２	S58	不要	６弱	―	６強	―	○	○
	ふかさわ子どもの家	梶原１-11-１	S45	実施済	６弱	―	６強	―	○	○

【液状化危険度】
A：可能性が極めて高い
B：可能性が高い
C：可能性が低い
D：可能性が極めて低い
―：なし

【津波浸水想定】
○：浸水想定範囲外
×：浸水想定範囲内

※明応型は参考までに整理

表-2.3(6)　公共施設（市有）の被害想定結果

分　類	施　設	住　所	建築年度	耐震化	三浦半島断層群		南関東地震		津波浸水想定	
					震度	液状化	震度	液状化	南関東	明応型
青少年施設	富士塚子ども会館・ふじづか子どもの家	寺分 418-10	S57	不要	6弱	—	6強	—	○	○
	山崎子ども会館・やまさき子どもの家	山崎 2456-1	S62	不要	6弱	—	6強	—	○	○
	大船第一子ども会館・おおふな第一子どもの家	大船 2-10-3	H2	不要	6強	B	6強	B	○	○
	大船第二子ども会館・おおふな第二子どもの家	大船 3-5-1	S53	未実施	6弱～6強	C／D	6弱～6強	B／C	○	○
	岩瀬子ども会館・いわせ子どもの家	岩瀬 549	S61	不要	6強	C	6強	B	○	○
	玉縄子ども会館・たまなわ子どもの家	玉縄 1-2-1	S45	実施済	6弱	—	6強	—	○	○
	植木子ども会館・うえき子どもの家	植木 66-6	H16	不要	6強	—	6強	—	○	○
	せきや子どもの家	関谷 468-1	S53	実施済	6弱	D	6弱	D	○	○
福祉センター	福祉センター	御成町 20-21	H4	不要	6強	B	7	A	○	×
福祉施設	名越やすらぎセンター	材木座 2-15-3	S47	不要	6弱	—	6強	—	○	○
	今泉さわやかセンター	今泉 3-21-23	S62	不要	6弱	—	6強	—	○	○

【液状化危険度】
A：可能性が極めて高い
B：可能性が高い
C：可能性が低い
D：可能性が極めて低い
—：なし

【津波浸水想定】
○：浸水想定範囲外
×：浸水想定範囲内

※明応型は参考までに整理

表-2.3(7)　公共施設（市有）の被害想定結果

分　類	施　設	住　所	建築年度	耐震化	三浦半島断層群		南関東地震		津波浸水想定	
					震度	液状化	震度	液状化	南関東	明応型
福祉施設	玉縄すこやかセンター	玉縄 5	S58	不要	6 弱	—	6 強	—	○	○
	教養センター	笛田 2	S56	未実施	6 強	—	6 強	—	○	○
	老人いこいの家「こゆるぎ荘」	腰越 2	S50	未実施	6 弱	D	6 強	D	○	○
	鎌倉はまなみ	由比ガ浜 2	H7	不要	6 強	C	7	B	○	×
	あおぞら園	笛田 2	S52	実施済	6 弱	—	6 強	—	○	○
	障害児活動支援センター	梶原 2	H19	不要	6 弱	—	6 強	—	○	○
勤労福祉会館	レイ・ウェル鎌倉	小袋谷 2	S49	未実施	6 弱～6 強	B／D	6 弱～6 強	B／C	○	○
芸術館	鎌倉芸術館	大船 6	H5	不要	6 強	B	6 強	B	○	○
スポーツ施設	鎌倉体育館	由比ガ浜 2	S45	未実施	6 強	C	7	B	○	×
	大船体育館	台 3	S58	不要	6 弱	D	6 弱	B	○	○
	見田記念体育館	由比ガ浜 2	H16	不要	6 強	D	7	C	○	×
	鎌倉武道館	山崎 616	H5	不要	6 弱	D	6 弱	C	○	○

【液状化危険度】
A：可能性が極めて高い
B：可能性が高い
C：可能性が低い
D：可能性が極めて低い
—：なし

【津波浸水想定】
○：浸水想定範囲外
×：浸水想定範囲内

※明応型は参考までに整理

表-2.3(8)　公共施設（市有）の被害想定結果

分　類	施　設	住　所	建築年度	耐震化	三浦半島断層群		南関東地震		津波浸水想定	
					震度	液状化	震度	液状化	南関東	明応型
市営住宅	植木住宅	植木 231	S31	未実施	6 弱	D	6 弱	D	○	○
	深沢住宅	寺分 448	S35	未実施	6 弱 ～6 強	D／—	6 強	B／—	○	○
	笛田住宅	笛田 3-23	S39	未実施	6 弱 ～6 強	C／—	6 強	B／—	○	○
	梶原住宅	梶原 4-2-4	S42	未実施	6 弱	—	6 強	—	○	○
	梶原東住宅	梶原 4-2-9	S44	未実施	6 弱	—	6 強	—	○	○
	岡本住宅	岡本 1324	S45	未実施	6 弱 ～6 強	C／D	6 弱 ～6 強	C	○	○
	諏訪ヶ谷住宅	津西 2-19	H8	不要	6 弱	—	6 強	—	○	○
消防施設	鎌倉市消防本部・ 鎌倉消防署	由比ガ浜 4	S49	実施済	6 強	D	7	C	×	×
	大船消防署	大船 3	S55	実施済	6 弱	D	6 弱	C	○	○
	腰越出張所	腰越 4	S37	未実施	6 強	D	6 強	D	○	×
	深沢出張所	手広 1	S57	未実施	6 強	D	6 強	C	○	○

【液状化危険度】	【津波浸水想定】
A：可能性が極めて高い B：可能性が高い C：可能性が低い D：可能性が極めて低い —：なし	○：浸水想定範囲外 ×：浸水想定範囲内 ※明応型は参考までに整理

表-2.3(9)　公共施設（市有）の被害想定結果

分　類	施　設	住　所	建築年度	耐震化	三浦半島断層群		南関東地震		津波浸水想定	
					震度	液状化	震度	液状化	南関東	明応型
消防施設	長谷出張所	長谷 1	H6	不要	6 強	B	7	A	○	×
	浄明寺出張所	浄明寺 6	S53	不要	6 強	－	7	－	○	○
	七里ガ浜出張所	七里ガ浜東 1	H23	不要	6 弱	－	6 強	－	○	○
	玉縄出張所	玉縄 2	S48	実施済	6 弱	－	6 強	－	○	○
	台出張所	台 3	S57	不要	6 弱	D	6 弱	B	○	○
	今泉出張所	今泉 2	H19	不要	6 弱	－	6 弱	－	○	○

【液状化危険度】
Ａ：可能性が極めて高い
Ｂ：可能性が高い
Ｃ：可能性が低い
Ｄ：可能性が極めて低い
－：なし

【津波浸水想定】
○：浸水想定範囲外
×：浸水想定範囲内

※明応型は参考までに整理

第４　職員の参集に関する予測

１　時間別職員参集率のアンケート調査（平成２５年１月実施）

大地震発生時には全庁対応が必要となりますが、被害の程度や職員参集の状況によっては、基礎自治体の機能がフルに活用できるとは限りません。1 週間 168 時間のうち、週 40 時間を原則として、多少の残業があったとしても約 7 割の時間は職場以外の場所に居ることとなります。最近の大規模自然災害は勤務時間外に発生することが多く、むしろ、勤務時間外に発生する確率の方が高いといえます。

ここでは、自宅滞在時に大規模地震が発生した際の参集状況を把握するため、下記の表に示した項目のアンケート調査を行いました。

表-2.4　職員参集率の調査内容

調査項目	入力内容（選択肢等）
①役職	部長級　次長級　課長級 課長代理級　課長補佐級　担当係長級 担当　その他
②居住地（市区町村）	
③通勤手段（複数選択可）	徒歩　自転車　バイク 自家用車　バス　電車 その他
④通勤時間（分）	15 分未満　30 分未満 45 分未満　1 時間未満 1 時間 30 分未満　2 時間未満 2 時間以上
⑤参集手段（択一）	徒歩　自転車　バイク その他
⑥⑤の手段による参集時間（分）	30 分未満　1 時間未満 2 時間未満　3 時間未満 6 時間未満　12 時間未満 12 時間以上
⑦徒歩による参集時間（分）	30 分未満　1 時間未満 2 時間未満　3 時間未満 6 時間未満　12 時間未満 12 時間以上
⑧参集先	所属 所属から指定された場所 支所（地域班） 避難所（ミニ防災拠点班） その他

2　参集の予測①－通常の通勤時間と徒歩による参集時間－

アンケート調査の回答総数 1,266 件をもとに、「④通常の通勤時間」と「⑦徒歩による参集時間」の比較を行いました。

「④通常の通勤時間」は、通常の通勤に要する時間を表しています。30 分で 40%、１時間で 88%、２時間でほぼ 100%が参集できます。

「⑦徒歩による参集時間」は、自宅からの参集先までの移動を全て徒歩とした場合に要する時間を表しています。すなわち、災害により公共交通機関が使用できず、道路交通規制のため自家用車も使用できない状態を想定した職員参集時間と考えます。

アンケートの結果、１時間で 31%、２時間で 57%、３時間で 74%、６時間で 90%の参集率となりました。参集率 90%に達するまでに要する時間は、通常期の場合には１時間ですが、公共交通機関や自家用車を使用できない場合には更に５時間を要します。

表-2.5　通常の通勤時間（④）と全ルート徒歩による参集時間（⑦）

時間区分	④ 通常の通勤時間			⑦ 徒歩による参集時間		
	件数	相対	累積	件数	相対	累積
15 分未満	121	9.6%	9.6%	－	－	－
30 分未満	397	31.4%	40.9%	157	12.4%	12.4%
45 分未満	285	22.5%	63.4%	－	－	－
1 時間未満	312	24.6%	88.1%	236	18.6%	31.0%
1 時間 30 分未満	129	10.2%	98.3%	－	－	－
2 時間未満	19	1.5%	99.8%	333	26.3%	57.3%
3 時間未満	(2 時間以上)			213	16.8%	74.2%
6 時間未満	3	0.2%	100.0%	211	16.7%	90.8%
12 時間未満				72	5.7%	96.5%
12 時間以上				44	3.5%	100.0%

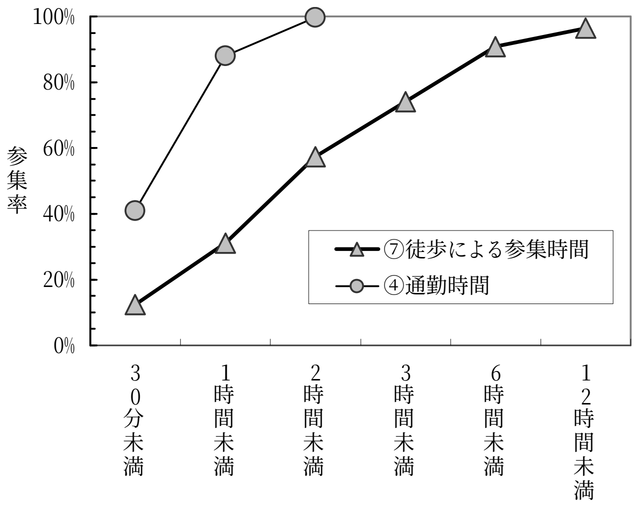

図-2.3
通常の通勤時間（④）と全ルート徒歩による参集時間（⑦）の比較

3　参集の予測②－「部」単位の徒歩による参集時間－

「⑦徒歩による参集時間」を部単位に集計した結果を表-2.6 と図-2.4 に示します。１時間未満では環境部、都市調整部、都市整備部の参集率が低めとなります。環境部は２時間までの参集率は低めですが、３時間以降では他の部と同程度となります。都市整備部は３時間以内においても他の部と比べて低水準の参集率となります。

表-2.6　組織（部）ごとの全ルート徒歩による参集時間（⑦）

上段：人数
下段：累積相対頻度（単位%）

組織（部）	合計	⑦ 徒歩による参集時間						
		30分未満	1時間未満	2時間未満	3時間未満	6時間未満	12時間未満	12時間以上
経営企画部	49	5	14	12	5	10	1	2
		10.2	38.8	63.3	73.5	93.9	95.9	100.0
政策創造担当	4	1	2		1			
		25.0	75.0		100.0			
世界遺産登録推進担当	7	2	1	1		3		
		28.6	42.9	57.1		100.0		
総務部	126	31	29	23	16	20	6	1
		24.6	47.6	65.9	78.6	94.4	99.2	100.0
防災安全部	17	1	4	6	3	1		2
		5.9	29.4	64.7	82.4	88.2		100.0
市民活動部	85	17	12	23	13	11	3	6
		20.0	34.1	61.2	76.5	89.4	92.9	100.0
こどもみらい部	138	17	37	43	20	12	7	2
		12.3	39.1	70.3	84.8	93.5	98.6	100.0
健康福祉部	114	13	16	45	18	9	4	9
		11.4	25.4	64.9	80.7	88.6	92.1	100.0
環境部	150	6	23	40	36	32	9	4
		4.0	19.3	46.0	70.0	91.3	97.3	100.0
まちづくり景観部	38	7	7	9	7	6	1	1
		18.4	39.5	60.5	78.9	94.7	97.4	100.0
都市調整部	35	2	4	15	6	5	3	
		5.7	17.1	60.0	77.1	91.4	100.0	
都市整備部	139	7	21	27	16	41	17	10
		5.0	20.1	39.6	51.1	80.6	92.8	100.0
拠点整備部	21	6	3	3	2	4	2	1
		28.6	42.9	57.1	66.7	85.7	95.2	100.0
会計管理者	7		2	2	2			1
			28.6	57.1	85.7			100.0
教育部	72	23	11	14	6	10	8	
		31.9	47.2	66.7	75.0	88.9	100.0	
文化財部	16	1	3	2	1	4	4	1
		6.3	25.0	37.5	43.8	68.8	93.8	100.0
選挙管理委員会事務局	5	2			1	2		
		40.0			60.0	100.0		
監査委員事務局	5	1			2			2
		20.0			60.0			100.0
消防本部	238	15	46	69	58	41	7	2
		6.3	25.6	54.6	79.0	96.2	99.2	100.0
総計	1,266	157	236	333	213	211	72	44
		12.4	31.0	57.3	74.2	90.8	96.5	100.0

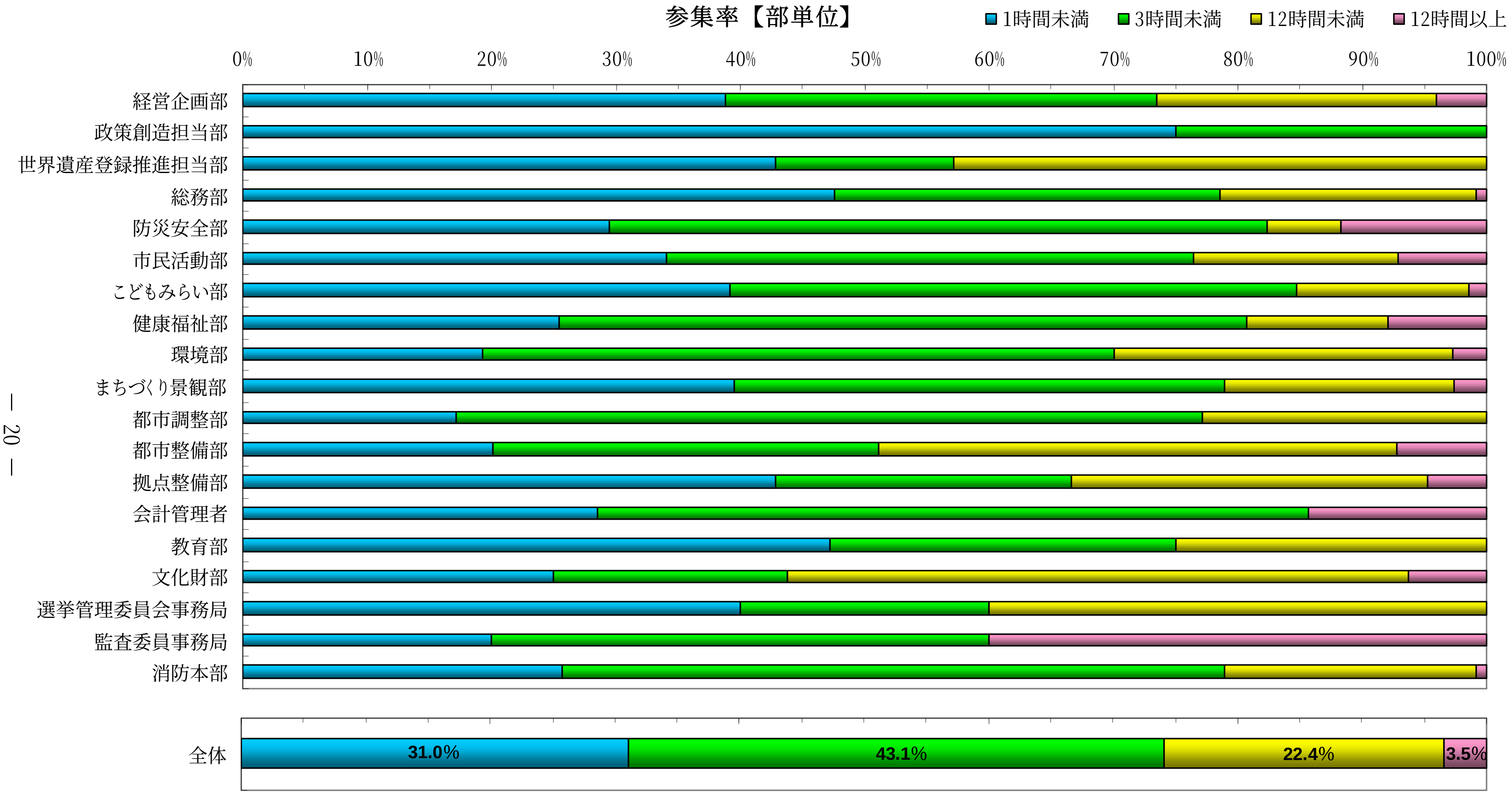
参集率【部単位】
1時間未満
3時間未満
12時間未満
12時間以上
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
経営企画部
政策創造担当部
世界遺産登録推進担当部
総務部
防災安全部
市民活動部
こどもみらい部
健康福祉部
環境部
まちづくり景観部
都市調整部
都市整備部
拠点整備部
会計管理者
教育部
文化財部
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
消防本部
全体
31.0%
43.1%
22.4%
3.5%

図-2.4　参集率（部単位）

第３章　非常時優先業務

非常時優先業務（災害後優先すべき業務）を選定するため、「災害応急対策業務」と「優先度の高い通常業務」を抽出し、地震発生からの経過時間を考慮した非常時優先業務の検討を行いました。地震発生からの経過時間は、「直ちに、3時間以内、１日以内、３日以内、２週間以内、それ以降」としました。

災害応急対策業務は、「鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編）平成 25 年２月改定版」の項目単位で抜き出しました。また、地域防災計画に記載されていない優先度の高い通常業務と、各業務の着手時間（目標）を設定するために、庁内各課への意見照会を行いました。

【災害応急対策業務】

災害応急対策業務の一覧と、目標着手時間、職員参集等の状況から、その業務を目標時間に実施が可能か否かの判断、災害対策本部条例施行規則における事務分掌上の担当を表-3.2 のとおり整理しました。

○ 地域防災計画に記載されている災害応急対策業務　・・・・１２５業務
○ 地域防災計画に記載されていない発災後の応急業務・・・・　８業務

【優先度の高い通常業務】

地域防災計画では述べられない通常業務のうち、とくに優先度の高い業務について、庁内各課への意見照会結果を表-3.3 に示しました。ここで挙げた通常業務の履行については、業務実施に当たり応援職員を求める場合も想定しています。

○ 平常時の業務（通常業務）のうち、継続・早期復旧が必要な業務
・・・・　９５業務

表-3.2(1)　地域防災計画（地震災害対策編）における災害応急対策業務の着手時間目標と実施可能性

地域防災計画（応急対策計画）の構成		災害応急対策業務	時間目標						実施可能性	災害対策本部条例施行規則における事務分掌上の担当	備　考
章	節		直ちに	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	それ以降			
5 応急活動体制	2 初動活動	1 地震直後の緊急措置	■						○	全ての部局、 本部事務局、総務部（管財班）	
		2 地震・津波情報の収集・伝達	■						△	全ての部局、 本部事務局（本部連絡班）	
		3 各部対応体制	■						△	全ての部局	
	3 災害対策本部等の設置	1 災害対策本部（現地含む）の設置運営、連絡	■						○	本部事務局	
		2 災害活動用の臨時電話等の仮設			■				△	総務部（管財班）	
		3 災害対策用車両の調達、配車		■					△	総務部（管財班）	
		4 議会関係の連絡調整	■						△	議会部（議会班）	
	4 職員の動員と配備	1 動員の発令	■						○	本部事務局、 総務部（総務班・職員班）、教育部（学務班）	
		2 職員の配備・召集	■						○	本部事務局、 総務部（職員班）	
		3 職員の派遣			■				○	本部事務局、 総務部（職員班）	
6 情報収集伝達・広報	1 緊急災害情報の収集	1 緊急災害情報の収集	■						△	全ての部局、 本部事務局（本部連絡班）	
	2 災害情報の収集・伝達	1 地震情報・被害情報の収集・伝達	■						○	本部事務局（本部連絡班）、 消防部（警防班）	
		2 コールセンターの運用		■					△	本部事務局（本部連絡班）	
	3 災害時広報	1 災害時広報の実施	■						△	本部事務局（広報班）、 消防部（鎌倉班・大船班）	
		2 通信の運用	■						△	本部事務局（本部連絡班）、 総務部（管財班）	
7 広域連携・受援体制	1 応援要請	1 広域応援要請の判断、地方自治体・関係団体への応援要請		■					○	全ての部局、 本部事務局、消防部（警防班）	
	2 自衛隊に対する災害派遣要請	1 自衛隊派遣要請の判断、要請、活動内容、受入体制			■				○	本部事務局（本部連絡班）	
	3 広域応援の受入れ	1 応援の受入体制		■					△	本部事務局、 総務部（職員班）、消防部（警防班）	
		2 海外からの支援受入れ				■			○	本部事務局（本部連絡班）	
8 救助・救急、消火活動	2 消防職員・消防団員の動員及び参集	1 消防職員、消防団員の動員及び参集	■						○	消防部（消防総務班）	
	3 救助・救急活動	1 救助・救急活動の方針、体制、事案把握、現場活動	■						○	消防部（鎌倉班・大船班）	
		2 仮救護所の設置	■						○	健康福祉部（市民健康班）、 消防部（鎌倉班・大船班）	
	4 消火活動	1 情報の収集及び広報	■						●	消防部	
		2 惨事ストレス対策					■		○	総務部（職員班）、 消防部	
9 医療救護活動	1 医療救護体制	1 市医師会・歯科医師会・薬剤師会等への救護部隊の派遣要請		■					○	本部事務局（本部連絡班）、 健康福祉部（市民健康班）	
	2 救急医療活動	1 救護班の活動			■				△	本部事務局、 健康福祉部（市民健康班）	
		2 県への救援要請		■					○	本部事務局（本部連絡班）、 消防部（警防班）	

表-3.2(2)　地域防災計画（地震災害対策編）における災害応急対策業務の着手時間目標と実施可能性

地域防災計画（応急対策計画）の構成		災害応急対策業務	時間目標						実施可能性	災害対策本部条例施行規則における事務分掌上の担当	備考
章	節		直ちに	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	それ以降			
9 医療救護活動	2 救急医療活動	3 医療救護情報の把握と提供	■						○	健康福祉部（市民健康班）、消防部（警防班）	
		4 医療器材の調達	■						△	本部事務局、健康福祉部（市民健康班）	
		5 ライフラインの確保	■						△	ライフライン事業者	
		6 メンタルヘルスケア対策				■			○	本部事務局、健康福祉部（市民健康班）	
		7 難病・人工透析患者等への支援	■						△	本部事務局、健康福祉部（市民健康班）	
10 避難・被災者受入れ、保護対策	1 避難対策	1 避難勧告・指示（又は自主避難）の伝達、避難場所について	■						○	本部事務局、消防部	
		2 防災上重要な施設の避難誘導	■						△	全ての部局、本部事務局、消防部	
	2 避難所（ミニ防災拠点）の開設と運営	1 避難所の開設と運営（場所、入所）	■						△	本部事務局（本部連絡班）、健康福祉部、教育部	
		2 避難所外避難者等への対応			■				△	本部事務局（本部連絡班）、健康福祉部	
	3 姉妹都市等他市町村への避難先のあっせん	1 他市町村に対する避難者の受入れ要請、移送手段確保、対象者への周知			■				△	本部事務局（本部連絡班）	
	4 観光客等滞在者の域外移送	1 移送手段、方法			■				▲	本部事務局（本部連絡班）、市民活動部（商工農水班）	
	5 帰宅困難者対策	1 県への報告・協力要請		■					○	本部事務局（本部連絡班）	
		2 帰宅困難者の搬送		■					▲	本部事務局（本部連絡班）	
	6 ペット・動物の保護収容	1 ペット・動物の保護収容				■			○	環境部（美化衛生班）、県（保健福祉事務所）	
11 生活救援活動	1 飲料水及び生活用水の確保・供給	1 飲料水及び生活用水の確保・供給			■				○	総務部（管財班）、県水道局	
	2 食糧の供給	1 食糧の確保			■				○	本部事務局、市民活動部（商工農水班）、健康福祉部（健康福祉班）	
		2 食糧の輸送と配布			■				△	総務部（管財班）、市民活動部（商工農水班）、健康福祉部（健康福祉班）	
	3 生活必需物資の調達・供給	1 生活必需物資の確保、配布			■				○	総務部（管財班）、市民活動部（商工農水班）、健康福祉部（健康福祉班）	
	4 救援物資の受入れ・配分	1 受入れ（方法、人員配置、輸送と配分）			■				△	本部事務局（本部連絡班）、総務部（管財班）	
	5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理	1 被災住宅の応急修理				■			○	都市整備部（都市整備班・建築住宅班）	
		2 応急仮設住宅の建設					■		○	都市調整部（都市調整班）、都市整備部（都市整備班・建築住宅班）	
12 保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策	1 健康管理・防疫対策	1 健康管理の実施				■			○	健康福祉部（市民健康班）	
		2 防疫対策				■			○	健康福祉部（市民健康班）、環境部（美化衛生班）	
		3 入浴機会の確保対策				■			○	本部事務局（本部連絡班）、健康福祉部（健康福祉班）	
	2 行方不明者に関する対応及び遺体の捜索	1 行方不明者に関する相談窓口の設置			■				○	総務部（調査班）、健康福祉部（健康福祉班）	
	3 遺体の処置、火葬	1 遺体の取扱			■				○	健康福祉部（健康福祉班）	
		2 資器材の調達等			■				○	健康福祉部（健康福祉班）	

実施可能性の凡例　○・・・参集人員が十分でなくとも、ある程度の業務対応が可能　（●・・・役割の調整が必要と考えられる場合）
△・・・目標時間までの参集は十分ではないが、その後、対応が可能（▲・・・役割の調整が必要と考えられる場合）
×・・・目標時間での着手が期待されるものの、参集人員の不足により、対応が困難

表-3.2(3)　地域防災計画（地震災害対策編）における災害応急対策業務の着手時間目標と実施可能性

地域防災計画（応急対策計画）の構成		災害応急対策業務	時間目標						実施可能性	災害対策本部条例施行規則における事務分掌上の担当	備　考
章	節		直ちに	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	それ以降			
12 保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策	3 遺体の処置、火葬	3 広報			■				●	健康福祉部（健康福祉班）	
		4 広域相互火葬応援体制				■			●	本部事務局 健康福祉部（健康福祉班）、市民活動部（市民活動班）	
13 災害時要援護者支援対策	1 災害時要援護者に関する確認及び支援	1 避難状況等の確認、情報伝達		■					○	本部事務局（本部連絡班）、 健康福祉部	
		2 外国人への配慮		■					○	本部事務局（本部連絡班）、 健康福祉部	
	2 在宅時災害時要援護者の安全確保	1 要援護者の状況把握及び避難所での安全確保			■				○	本部事務局（本部連絡班）、 健康福祉部	
	3 社会福祉施設利用者、外国人の安全確保	1 受入先の確保及び移送の実施			■				○	本部事務局（本部連絡班）、 健康福祉部	
		2 生活救援物資の優先供給			■				○	本部事務局（本部連絡班）、 健康福祉部	
		3 ライフラインの優先復旧			■				○	都市整備部（下水道河川班）、 ライフライン事業者	
	4 高齢者･障害者等に配慮した仮設住宅	1 高齢者･障害者向け仮設住宅の仕様					■		○	都市整備部（建築住宅班）	
		2 高齢者･障害者向け仮設住宅入居者への支援					■		○	都市整備部（建築住宅班）	
	5 仮設住宅地区における見守り活動の推進	1 入居災害時要援護者の安否確認及びニーズ把握					■		○	健康福祉部	
		2 要援護者の生活支援の実施					■		○	健康福祉部	
		3 住民相互の助け合い					■		●	健康福祉部、 本部事務局	
14 応急教育	1 学校防災に関する対策	1 児童･生徒等保護対策	■						○	教育部(学務班)、 健康福祉部（健康福祉班）	
		2 被害状況の把握等	■						△	都市調整部（建築指導班）、 教育部(学務班)	
		3 学校施設の応急対策			■				○	都市調整部（建築指導班）、 教育部(学校･学習班)	
		4 学校その他教育機関との連絡			■				○	教育部（学務班）	
	2 避難所としての運営との両立	1 応急教育対策			■				△	健康福祉部（健康福祉班）、 教育部(学務班･教育総務班)	
		2 保育所等における応急対策 (被害状況の把握等)	■						△	健康福祉部（健康福祉班）	
		3 保育所等における応急対策 (応急保育の実施)			■				△	健康福祉部（健康福祉班）、 教育部(学務班･教育総務班)	
	3 保護者、地域との協力	1 保護者、地域との協力			■				○	本部事務局、 教育部(学務班･教育総務班)	
15 文化財等の災害応急対策	1 情報の収集	1 被災情報の収集			■				○	教育部（学校･学習班）、 都市調整部（都市調整班）	
	2 応急対策	1 被災現場の保存			■				○	教育部（学校･学習班）、 都市調整部（都市調整班）	
		2 他機関との協議				■			○	教育部（学校･学習班）、 都市調整部（都市調整班）	
16 交通規制･緊急輸送対策	1 災害時交通規制	1 情報の収集と伝達及び交通の禁止、制限等	■						×	都市調整部（交通対策班）、本部事務局（本部連絡班）、 都市整備部（道水路管理班）、県警察	
	2 緊急輸送	1 輸送計画の作成及び輸送手段の確保		■					○	本部事務局（本部連絡班）、総務部（管財班）	
		2 緊急通行（輸送）車両の確認手続		■					●	総務部（管財班）、本部事務局（本部連絡班）	

実施可能性の凡例　○･･･参集人員が十分でなくとも、ある程度の業務対応が可能　　（●･･･役割の調整が必要と考えられる場合）
△･･･目標時間までの参集は十分ではないが、その後、対応が可能（▲･･･役割の調整が必要と考えられる場合）
×･･･目標時間での着手が期待されるものの、参集人員の不足により、対応が困難

表-3.2(4)　地域防災計画（地震災害対策編）における災害応急対策業務の着手時間目標と実施可能性

地域防災計画（応急対策計画）の構成 章		節		災害応急対策業務		時間目標 直ちに	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	それ以降	実施可能性	災害対策本部条例施行規則における事務分掌上の担当	備考
16	交通規制・緊急輸送対策	2	緊急輸送	3	車両以外の輸送方法		■					●	本部事務局（本部連絡班）	
		3	緊急道路啓開	1	緊急啓開路線の選定、情報伝達			■				▲	都市整備部	
				2	道路障害物除去			■				▲	都市整備部、県、ライフライン事業者、自衛隊、警察等	
				3	道路啓開用資機材の調達			■				▲	都市整備部、県	
				4	市道の緊急復旧（住民要望、最低限の市道の確保）				■			△	都市整備部（道水路管理班）	
		4	公共交通網の応急対策	1	応急対策			■				●	本部事務局（本部連絡班）	
17	警備・救助、環境管理対策			1	震災に伴う環境汚染対策に係る措置			■				○	環境部（環境政策班）	
18	ライフラインの応急復旧	2	下水道施設	1	下水道施設応急対策		■					○	都市整備部（下水道河川班）	
				2	復旧計画の策定		■					○	都市整備部（下水道河川班）	
				3	広報			■				●	都市整備部（下水道河川班）	
		3	電力施設	1	市民等への広報			■				●	電力供給事業者	
19	廃棄物処理対策	1	ごみ収集・処理	1	収集・処理方法（ごみ処理施設、処理対策）			■				△	環境部（清掃班）	
				2	ごみ集積場所等の防疫				■			○	環境部（美化衛生班）	
				3	不法投棄の防止				■			○	環境部（美化衛生班）	
		2	し尿収集・処理	1	し尿の収集・処理（施設及び車両確保、要領作成）			■				△	環境部（清掃班）	
				2	他自治体等への応援要請				■			○	本部事務局、環境部	
				3	仮設トイレの設置等			■				△	本部事務局（本部連絡班）、環境部	
		3	災害廃棄物の処理	1	災害廃棄物等対策体制と処理の基本方針				■			○	環境部	
20	被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動	2	災害相談の実施	1	災害相談の実施体制				■			○	本部事務局、総務部	
				2	生業に必要な資金の貸与						■	○	健康福祉部（健康福祉班）	
				3	り災者への災害見舞金					■		○	健康福祉部（健康福祉班）	
				4	り災証明書の発行					■		○	本部事務局（本部連絡班）、消防部（鎌倉班・大船班）	
				5	被災した生活保護世帯の応急対策				■			○	健康福祉部（健康福祉班）	
				6	り災児童、生徒に対する学用品の配布						■	○	教育部（学務班）	
		4	物価の安定、物資の安定供給	1	調査・監視及び情報提供等					■		●	市民活動部（商工農水班）、市民相談課消費生活担当（を含む班）	
21	災害救援ボランティアの受入れと活動	1	災害救援ボランティアの受入体制	1	活動拠点等の確保及び災害ボランティアセンターの運営			■				○	健康福祉部（健康福祉班）、社会福祉協議会	
		2	市民及び民間防災活動等	1	活動要請の手続き			■				●	本部事務局	

実施可能性の凡例　○・・・参集人員が十分でなくとも、ある程度の業務対応が可能　　（●・・・役割の調整が必要と考えられる場合）
△・・・目標時間までの参集は十分ではないが、その後、対応が可能（▲・・・役割の調整が必要と考えられる場合）
×・・・目標時間での着手が期待されるものの、参集人員の不足により、対応が困難

表-3.2(5)　地域防災計画（地震災害対策編）における災害応急対策業務の着手時間目標と実施可能性

地域防災計画(応急対策計画)の構成				災害応急対策業務		時間目標						実施可能性	災害対策本部条例施行規則における事務分掌上の担当	備　考
章		節				直ちに	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	それ以降			
21	災害救援ボランティアの受入れと活動	2	市民及び民間防災活動等	2	活動の内容と事後の措置			■				●	本部事務局	
				3	民間団体等の受入れ			■				○	健康福祉部(健康福祉班)、社会福祉協議会	
22	災害救助法の適用	2	災害救助法の適用基準と手続き	1	災害救助法の適用手続き			■				△	健康福祉部(健康福祉班)	
23	二次災害の防止対策	1	水害･土砂災害対策	1	被災箇所、危険箇所の状況調査			■				○	本部事務局、総務部(管財班)、都市調整部、都市整備部、消防部(警防班)	
		2	建築物、構造物等の対策	1	建築物等(優先判定建築物)	■						○	総務部(管財班)、都市調整部(都市調整班、開発審査班、建築指導班)	
				2	建築物等(その他の建築物)				■			△	都市調整部(都市調整班、開発審査班、建築指導班)	
				3	公共施設等			■				△	総務部(管財班)、都市整備部	
		3	被災宅地の危険度判定及び地盤沈下等による浸水対策	1	被災宅地の危険度判定					■		△	都市調整部(都市調整班、開発審査班、建築指導班)	
				2	地盤沈下等による浸水等の対策			■				▲	本部事務局	
		4	爆発物、有害物質等による二次災害対策	1	施設の点検、応急措置、関係機関への連絡(二次災害の防止対策)	■						△	全ての部局	
25	津波災害応急対策計画	1	津波発生直前の対策	1	津波警報等の発表･伝達、避難勧告、避難指示	■						○	本部事務局(本部連絡班)、消防部	
				2	市民の自主避難対応	■						○	本部事務局(本部連絡班)	
				3	県等への報告	■						○	本部事務局(本部連絡班)	
				4	市民等の避難誘導	■						○	本部事務局(本部連絡班)、消防部	
		2	津波発生直後の情報の収集･連絡	1	津波情報の収集･伝達	■						○	本部事務局(本部連絡班)、消防部	
				2	住民への情報伝達(避難場所、津波情報等、避難勧告･指示の発令)	■						○	本部事務局(本部連絡班)	
				3	事業者への注意喚起	■						○	本部事務局(本部連絡班)	
○	その他	○	鎌倉市災害対策本部条例施行規則の事務分掌に記載されているその他の業務	1	職員の公務災害補償					■		○	総務部(職員班)	
				2	消防団員等の公務災害補償					■		○	消防部(消防総務班)	
				3	被災職員に関すること	■						△	全ての部局、総務部(職員班)	
				4	職員の健康管理			■				○	総務部(職員班)	
				5	災害対策の予算措置				■			○	総務部(財政班)	
				6	復旧上必要な金融その他資金計画					■		○	総務部(財政班)	
				7	義援金品の受入れ			■				○	総務部(財政班)	
				8	災害時における緊急支払			■				○	総務部(会計班)	

実施可能性の凡例　○･･･参集人員が十分でなくとも、ある程度の業務対応が可能　　（●･･･役割の調整が必要と考えられる場合）
△･･･目標時間までの参集は十分ではないが、その後、対応が可能（▲･･･役割の調整が必要と考えられる場合）
×･･･目標時間での着手が期待されるものの、参集人員の不足により、対応が困難

表-3.3(1)　優先度の高い通常業務の着手時間目標と必要職員数

災害応急対応時においても継続する可能性のある通常業務			直ちに	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	それ以降	担　当
○ 通常業務(全部局)	部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること				■				全ての部局
	所管する施設の利用に関する事項	施設利用予約者への連絡･調整			■				全ての部局
	部内の災害対策の活動計画に関すること				■				各部総務班
	部内の庶務･経理に関すること				■				各部総務班
○ 通常業務(経営企画部)	消費生活相談に関すること	事業者選択の助言 悪質事業者対応への助言					■		経営企画部 市民相談課
○ 通常業務(総務部)	文書の受領、発送に関すること	国･県･他市町村などから送付される文書の受領、各課への配布及び発送			■				総務部 総務課
	公印の管理に関すること	公印の管理、保管等			■				総務部 総務課
	庁舎機能の維持に関すること	災害対策本部等の緊急行政の起点となる本庁舎の電源･動力系統等の復旧および代替措置検討	■						総務部 管財課
	所管財産の管理に関すること	管財課所管の土地･建物の災害利用に対する貸付･使用承認等の管理事務				■			総務部 管財課
	ガソリンの優先供給に関する事務		■						総務部 契約検査課
	税情報やシステムのバックアップに関すること	税情報やシステムのバックアップ、遠隔地保管のうえ、早期事業復旧							総務部　納税課 (市民税課、資産税課)
	税情報の管理に関すること	納期の変更や徴収方法の調整等					■		総務部 納税課
	住民情報システムの運営管理に関すること	市税の徴収事務等						■	総務部 納税課
	住民情報システムの運営管理に関すること	証明書発行事務等					■		総務部 納税課
	災害にかかる市税の減免事務に関すること	減免事務(調査等を含む)					■		総務部 納税課
	固定資産税･都市計画税の賦課に関すること	土地･家屋･償却資産の調査及び評価等						■	総務部 資産税課
	評価システム等の運営管理に関すること	資産税課個別システムの運営管理					■		総務部 資産税課
○ 通常業務(市民活動部)	自治会、町内会等市民組織の支援についての事項	自治会、町内会との連絡調整				■			市民活動部 地域のつながり推進課
	資金融資に関すること	緊急融資制度の創設					■		市民活動部 観光商工課
	金融支援に関すること	利子補給･信用保証料補助等の強化					■		市民活動部 観光商工課
	相談体制に関すること(商工会議所との連携)	事業継続に関する情報提供等相談体制の設置					■		市民活動部 観光商工課
	労働に関する調査並びに労働者団体及び労働関係機関との連絡及び協議についての事項	事業所の被災に伴う解雇や雇用保険の手続き等について公共職業安定所、労働基準監督署との連絡調整					■		市民活動部 産業振興課
	事業主及び労働者との連絡調整についての事項	市内事業所の被災状況について鎌倉商工会議所との連絡調整				■			市民活動部 産業振興課
	労働相談についての事項	事業所の被災に伴う解雇や雇用保険の手続き等についての労働相談の実施					■		市民活動部 産業振興課
	財団法人湘南産業振興財団との連絡及び協議についての事項	湘南勤労者福祉サービスセンター業務に対する被災の影響について連絡調整				■			市民活動部 産業振興課
	その他労働者の福祉についての事項	勤労者生活資金貸付制度の運用について中央労働金庫と連絡調整				■			市民活動部 産業振興課
	住民基本台帳事務	住民基本台帳の適正な管理				■			市民活動部 市民課
	住民基本台帳事務	応急時住民基本台帳に関する調査				■			市民活動部 市民課
	戸籍に関する届出書の受理に関すること	出生、婚姻、死亡等の届出等				■			市民活動部　市民課
	戸籍に関する届出書の受理に関すること	応急時火埋葬許可の発行				■			市民活動部　市民課
	スポーツ活動の普及についての事項	被災日以降に開催予定の行事等の参加者への周知 ※指定管理業務の行事については指定管理者と調整			■				市民活動部 スポーツ課
	戸籍に関する届出書の受理に関すること	市民課(主管課)の業務内容･時間目標に準ずる				■			市民活動部　腰越支所
	国民健康保険、後期高齢者医療制度資格管理業務	保険年金課(主管課)の業務内容･時間目標に準ずる				■			市民活動部　腰越支所
	戸籍に関する届出書の受理に関すること	市民課(主管課)の業務内容･時間目標に準ずる				■			市民活動部　深沢支所
	国民健康保険、後期高齢者医療制度資格管理業務	保険年金課(主管課)の業務内容･時間目標に準ずる				■			市民活動部　深沢支所
	戸籍に関する届出書の受理に関すること	市民課(主管課)の業務内容･時間目標に準ずる				■			市民活動部　大船支所
	国民健康保険、後期高齢者医療制度資格管理業務	保険年金課(主管課)の業務内容･時間目標に準ずる				■			市民活動部　大船支所
	戸籍に関する届出書の受理に関すること	市民課(主管課)の業務内容･時間目標に準ずる				■			市民活動部　玉縄支所
	国民健康保険、後期高齢者医療制度資格管理業務	保険年金課(主管課)の業務内容･時間目標に準ずる				■			市民活動部　玉縄支所
○ 通常業務 (こどもみらい部)	保育所運営(保育の実施)	未就学児の預かり			■				こどもみらい部 保育課
	子どもの家業務	学童保育(16施設)			■				こどもみらい部 青少年課
○ 通常業務(健康福祉部)	生活保護費の経理に関すること	生活保護費の緊急払(追給)				■			健康福祉部 福祉総務課
	生活保護費の経理に関すること	生活保護費の定例支給					■		健康福祉部 福祉総務課
	福祉センターに関すること	被害状況調査、応急復旧作業			■				健康福祉部 福祉総務課
	老人福祉センター等に関すること	建物損害状況把握	■						健康福祉部 福祉総務課
	福祉総合システムに関すること	システムの運営管理							健康福祉部 福祉総務課
	日本赤十字社の事務援助に関すること	救援物資等の配布				■			健康福祉部 生活福祉課
	災害弔慰金の支給等に関するもの及び小災害に関すること	災害弔慰金等の支給業務						■	健康福祉部 生活福祉課
	ホームレス対策に関すること	ホームレスの実態調査及び支援					■		健康福祉部 生活福祉課
	行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること	行旅死亡人の火葬等						■	健康福祉部 生活福祉課
	墓地、埋葬等に関する法に関すること	墓地、埋葬等に関す法律第9条の該当者の火葬等						■	健康福祉部 生活福祉課
	原子爆弾被爆者の援護に関すること	被爆者援護手当の支給						■	健康福祉部 生活福祉課
	民生委員及び児童委員に関すること	民生委員及び児童委員に対する支援等					■		健康福祉部 生活福祉課

表-3.3(2)　優先度の高い通常業務の着手時間目標と必要職員数

災害応急対応時においても継続する可能性のある通常業務			時間目標 直ちに	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	それ以降	担　当
○ 通常業務（健康福祉部）	生活保護法(昭和25年法律第145号)による保護の決定及び実施に関すること	生活保護受給者の支援および保護費等の支給				■			健康福祉部 生活福祉課
	医療機関との連絡調整に関すること	生活保護受給者の受診時の調整				■			健康福祉部 生活福祉課
	医療券の発行に関すること	生活保護受給者の医療券の発行				■			健康福祉部 生活福祉課
	要援護者等に対する保健指導に関すること	要援護者に対する生活支援及び指導			■				健康福祉部 高齢者いきいき課
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人ホームへの入所等の措置に関すること	要援護者に対する養護老人ホーム入所措置の決定				■			健康福祉部 高齢者いきいき課
	在宅生活支援サービスに関すること	一人暮らし高齢者登録の管理、民生委員等との連携	■						健康福祉部 高齢者いきいき課
	在宅生活支援サービスに関すること	在宅福祉サービスセンターの施設管理に関すること	■						健康福祉部 高齢者いきいき課
	在宅生活支援サービスに関すること	配食サービスの利用に関すること			■				健康福祉部 高齢者いきいき課
	在宅生活支援サービスに関すること	緊急通報装置の利用に関すること			■				健康福祉部 高齢者いきいき課
	介護保険給付の給付管理に関すること	介護保険サービス事業所の状況確認	■						健康福祉部 高齢者いきいき課
	介護保険給付の給付管理に関すること	介護保険サービス利用等に係る窓口相談業務（市民）			■				健康福祉部 高齢者いきいき課
	介護保険給付の給付管理に関すること	介護保険サービス利用等に係る窓口相談業務（事業所）			■				健康福祉部 高齢者いきいき課
	介護保険給付の給付管理に関すること	介護保険サービス事業所への介護給付費の支払い					■		健康福祉部 高齢者いきいき課
	要介護認定に関すること	要介護認定等に係る窓口相談業務			■				健康福祉部 高齢者いきいき課
	要介護認定に関すること	介護認定審査会の開催					■		健康福祉部 高齢者いきいき課
	その他介護保険に関すること	介護システムの運営管理				■			健康福祉部 高齢者いきいき課
	障害福祉サービス等の支給に関すること	サービスの利用等にかかる相談業務、支給決定業務、障害程度区分の認定、審査会の開催				■			健康福祉部 障害者福祉課
	自立支援医療の支給に関すること	自立支援医療の申請、窓口相談業務				■			健康福祉部 障害者福祉課
	市民の健康保持、健康増進のための保健指導に関すること	要精密検査となった受診者への勧奨業務等					■		健康福祉部 市民健康課
	妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関すること	母子手帳の交付等				■			健康福祉部 市民健康課
	国民年金に関すること	資格関係の届出、裁定請求、年金保険料免除申請など						■	健康福祉部 保険年金課
	国民健康保険事業に関する企画及び運営に関すること	国民健康保険加入・喪失の手続き、被保険者証の発行など						■	健康福祉部　保険年金課 市民活動部（支所）
	国民健康保険事業に関する企画及び運営に関すること	国保システムの運営・管理				■			健康福祉部　保険年金課 市民活動部（支所）
	後期高齢者医療保険料の徴収その他の後期高齢者医療に関すること	後期高齢者医療保険加入・喪失の手続き、被保険者証の発行など						■	健康福祉部　保険年金課 市民活動部（支所）
○ 通常業務（まちづくり景観部）	都市計画情報（法定図書、システム等）の保全・運用	都市計画課で所持している法定図書等の情報の保全・運用	■						まちづくり景観部 土地利用調整課
	公拡法届出処理に関する事務	土地有償譲渡の届出処理 土地買取希望申出の処理	■						まちづくり景観部 土地利用調整課
	国土法届出処理に関する事務	土地売買等届出の処理	■						まちづくり景観部 土地利用調整課
	（都市計画に関する企画、調査及び調整についての事項）都市計画情報提供	仮設建築物の建築を目的とした用途地域等の都市計画情報の提供			■				まちづくり景観部 都市計画課
	（都市計画法等に基づく建築等の制限についての事項）都市計画法第53条第1項に基づく許可	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において仮設建築物の建築に対する対応			■				まちづくり景観部 都市計画課
	（都市計画法等に基づく建築等の制限についての事項）都市計画法第58条の2第1項に基づく届出	地区計画区域内の仮設建築物の建築に対する対応			■				まちづくり景観部 都市計画課
	（生産緑地の買取り等についての事項）生産緑地地区に関する対応	生産緑地地区内における、土地利用相談等を受けた場合の対応			■				市民活動部　産業振興課 まちづくり景観部　都市計画課
	測量成果の複製・使用	測量法第43条（測量成果の複製）及び第44条（測量成果の使用）に基づく申請に対する承認					■		まちづくり景観部 都市計画課
	放置自転車及び駐輪場対策	車両通行の妨げとなる自転車の整理及び 自転車等駐車場・保管場所の管理運営						■	まちづくり景観部 交通計画課
○ 通常業務（都市整備部）	道路占用、承認工事等の許認可業務	インフラ整備のための許認可業務						■	都市整備部 道水路管理課
	境界の確定・確認作業	道路境界の確定及び確認						■	都市整備部 道水路管理課
	地籍調査（官民境界等先行調査）に関すること	官民境界の確定						■	都市整備部 道水路管理課
	道路工事施工現場確認	施工中の工事現場の安全確認	■						都市整備部 道路課
	市営住宅の入居者管理に関すること	市営住宅入居者の安否確認、被災状況の把握	■						都市整備部 建築住宅課
	市営住宅の建物管理に関すること	市営住宅の応急修理等				■			都市整備部 建築住宅課
	台帳等のデータの閲覧等に関すること	下水道台帳、下水道接続家屋データ等の閲覧や問合せに対応するための台帳等の保護・管理			■				都市整備部 下水道河川課
	災害復旧工事についての事項	災害復旧工事の調査について			■				都市整備部 下水道河川課
	災害復旧工事についての事項	災害復旧工事の設計、施工管理及び監督について			■				都市整備部 下水道河川課
	公園及び緑地の被害状況調査及び記録、災害現場の応急措置及び復旧に関すること。					■			都市整備部 公園課
	汚水溢水の解消	平常時の業務（通常業務）のうち、継続・早期復旧が必要な業務			■				都市整備部 作業センター
	都市整備部局他課からの災害対策応急業務依頼	地域防災計画に記載されていない災害対策応急業務					■		都市整備部 作業センター
○ 通常業務（教育部）	学校施設の管理に関する事項	被害のあった施設の修繕等						■	教育部 学校施設課
○ 通常業務（消防本部）	災害時燃料確保に関すること	消防車両・自家発等の燃料確保	■						消防本部 消防総務課
	救急受入れ病院等の把握に関すること	市域外の基幹拠点病院への搬送・移送	■						消防本部 警防救急課　指令情報課

第１　災害応急対策業務の時系列展開

表-3.2 に示した災害応急対策業務を、項目別（地域防災計画の章別）に、着手（目標）時間順に並べ替えました。その結果を表-3.4 に示します。

１　「直ちに」着手する業務　・・・・・・　３６業務

災害情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、応急活動体制の確立から始まり、各部対応業務のうち、災害時広報、人命に関わる救助・救急、医療救護活動に着手するとともに、避難所開設のための準備･開設及び運営､緊急輸送体制の準備に入ります。所管施設をもつ部では、二次災害の防止対策（応急危険度判定、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡）に着手します。

津波の発生が予想されるときは､上記の対応に加え､時間に余裕のない状況の中で､市民等への情報伝達、避難勧告・指示などの重要な対応が発生します。

２　「３時間以内」に着手する業務　・・・・・・　１３業務

活動体制の確立後、関係機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援・救援要請に関する対応、災害対策車両の調達・配車、輸送計画の作成及び輸送手段の確保に関する対応が始まります。

基本的には「直ちに」の段階から対応が始まる各部での対応となります。

３　「１日以内」に着手する業務　・・・・・・　４８業務

各部の応急対策活動が、この段階から始まります。

具体的には、り災者に対する当面の生活支援活動、行方不明者に関する相談窓口の設置、遺体処理に関する対策、災害時要援護者の状況把握及び避難所での安全確保、応急教育の準備、各種施設の応急復旧、災害廃棄物処理、ボランティア活動拠点の確保及び災害ボランティアセンターの運営などが開始されます。

４　「３日以内」に着手する業務　・・・・・・　２０業務

引き続き各部の応急対策活動が継続した状態であり、さらに、り災者のニーズに応じた災害応急対策に従事することとなります。また、必要に応じて、災害廃棄物処理に関して他自治体へ応援を要請するとともに、基本方針を策定します。

この時期になると、住宅・建築物の被害認定調査の調査員を確保し、現地調査及びり災証明の発行に関する対応が発生します。

５　「２週間以内」に着手する業務　・・・・・・　１４業務

この段階においては、り災証明の発行、応急仮設住宅の建設、災害時要援護者に配慮した仮設住宅の建設等の対応が発生します。初期の混乱は収まり、災害応急対策業務のある程度のルーチン化も可能と考えられます。

また、救助・救急、消火活動における「惨事ストレス対策」は救助・救急に携わる

職員のための対策ですが、り災者のための医療救護活動の「メンタルヘルスケア対策」は「３日以内」から着手とされています。「３日以内」もしくはそれ以後であっても対応体制が整うのであれば、り災者と同時期から、２週間を待たずに対応することが望ましいと考えられます。

表-3.4　災害応急対策業務の時系列展開

災害応急対策項目	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制（第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震･津波情報の収集･伝達 ○ 各部対応体制 ○ 災害対策本部（現地含む）の設置運営、連絡 ○ 議会関係の連絡調整 ○ 動員の発令 ○ 職員の配備･召集	○ 災害対策用車両の調達、配車	○ 災害活動用の臨時電話等の仮設 ○ 職員の派遣			
情報収集伝達･広報（第6章）	○ 緊急災害情報の収集 ○ 地震情報･被害情報の収集･伝達 ○ 災害時広報の実施 ○ 通信の運用	○ コールセンターの運用				
津波災害応急対策計画（第25章）	○ 津波警報等の発表･伝達、避難勧告、避難指示 ○ 市民の自主避難対応 ○ 県等への報告 ○ 市民等の避難誘導 ○ 津波情報の収集･伝達 ○ 住民への情報伝達（避難場所、津波情報等、避難勧告･指示の発令） ○ 事業者への注意喚起					
広域連携･受援体制（第7章）		○ 応援要請 ○ 広域応援の受入れ	○ 自衛隊派遣要請の判断、要請、活動内容、受入体制	○ 海外からの支援受入れ		
救助･救急、消火活動（第8章）	○ 消防職員、消防団員の動員及び参集 ○ 救助･救急活動の方針、体制、事案把握、現場活動 ○ 仮救護所の設置 ○ 情報の収集及び広報				○ 惨事ストレス対策	
医療救護活動（第9章）	○ 医療救護情報の把握と提供 ○ 医療器材の調達 ○ ライフラインの確保 ○ 難病･人工透析患者等への支援	○ 県への救援要請 ○ 市医師会･歯科医師会･薬剤師会等への救護部隊の派遣要請	○ 救護班の活動	○ メンタルヘルスケア対策		
避難･被災者受入れ、保護対策（第10章）	○ 避難勧告･指示（又は自主避難）の伝達、避難場所について ○ 防災上重要な施設の避難誘導 ○ 避難所の開設と運営（場所、入所）	○ 県への報告･協力要請（帰宅困難者対策） ○ 帰宅困難者の搬送	○ 避難所外避難者等への対応 ○ 他市町村に対する避難者の受入れ要請、移送手段確保、対象者への周知 ○ 移送手段、方法（観光客等滞在者）	○ ペット･動物の保護収容		
生活救援活動（第11章）			○ 飲料水及び生活用水の確保･供給 ○ 食糧の確保 ○ 食糧の輸送と配布 ○ 生活必需物資の確保、配布 ○ 受入れ（方法、人員配置、輸送と配分）	○ 被災住宅の応急修理	○ 応急仮設住宅の建設	
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策（第12章）			○ 行方不明者に関する相談窓口の設置 ○ 遺体の取扱 ○ 資器材の調達等（遺体の処理、火葬） ○ 広報（遺体の処理、火葬）	○ 健康管理の実施 ○ 防疫対策 ○ 入浴機会の確保対策 ○ 広域相互火葬応援体制		
災害時要援護者支援対策（第13章）		○ 避難状況等の確認、情報伝達 ○ 外国人への配慮	○ 要援護者の状況把握及び避難所での安全確保 ○ 受入先の確保及び移送の実施 ○ 生活救援物資の優先供給 ○ ライフラインの優先復旧		○ 高齢者･障害者向け仮設住宅の仕様 ○ 高齢者･障害者向け仮設住宅入居者への支援 ○ 仮設住宅入居災害時要援護者の安否確認及びニーズ把握 ○ 要援護者の生活支援の実施 ○ 住民相互の助け合い	
応急教育（第14章）	○ 児童･生徒等保護対策（学校防災） ○ 被害状況の把握等（学校防災） ○ 保育所等における応急対策(被害状況の把握等)		○ 学校施設の応急対策 ○ 学校その他教育機関との連絡 ○ 応急教育対策 ○ 保育所等における応急対策(応急保育の実施) ○ 保護者、地域との協力			
文化財等の災害応急対策（第15章）			○ 被災情報の収集 ○ 被災現場の保存	○ 他機関との協議		
交通規制･緊急輸送対策（第16章）	○ 情報の収集と伝達及び交通の禁止、制限等	○ 輸送計画の作成及び輸送手段の確保 ○ 緊急通行（輸送）車両の確認手続 ○ 車両以外の輸送方法	○ 緊急啓開路線の選定、情報伝達 ○ 道路障害物除去 ○ 道路啓開用資機材の調達 ○ 応急対策（公共交通網）	○ 市道の緊急復旧（住民要望、最低限の市道の確保）		
警備･救助、環境管理対策（第17章）			○ 震災に伴う環境汚染対策に係る措置			
ライフラインの応急復旧（第18章）			○ 広報（下水道施設） ○ 市民等への広報（電力施設）	○ 下水道施設応急対策 ○ 復旧計画の策定（下水道施設）		
廃棄物処理対策（第19章）			○ 収集･処理方法（ごみ処理施設、処理対策） ○ し尿の収集･処理（施設及び車両確保、要領作成） ○ 仮設トイレの設置等	○ ごみ集積場所等の防疫 ○ 不法投棄の防止 ○ 他自治体等への応援要請 ○ 災害廃棄物等対策体制と処理の基本方針		
被災者等への情報提供･相談、物価の安定等に関する活動（第20章）				○ 災害相談の実施体制 ○ 被災した生活保護世帯の応急対策	○ り災者への災害見舞金 ○ り災証明書の発行 ○ 調査･監視及び情報提供等（物価の安定、物資の安定供給）	○ 生業に必要な資金の貸与 ○ り災児童、生徒に対する学用品の配布
災害救援ボランティアの受入れと活動（第21章）			○ 活動拠点等の確保及び災害ボランティアセンターの運営 ○ 活動要請の手続き ○ 活動の内容と事後の措置 ○ 民間団体等の受入れ			
災害救助法の適用（第22章）			○ 災害救助法の適用手続き			
二次災害の防止対策（第23章）	○ 建築物等（優先判定建築物） ○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡		○ 被災箇所、危険箇所の状況調査（水害･土砂災害対策） ○ 公共施設等（建築物、構造物等の対策） ○ 地盤沈下等による浸水等の対策	○ 建築物等（その他の建築物）	○ 被災宅地の危険度判定	
その他	○ 被災職員に関すること		○ 職員の健康管理 ○ 義援金品の受入れ ○ 災害時における緊急支払	○ 災害対策の予算措置	○ 職員の公務災害補償 ○ 消防団員等の公務災害補償 ○ 復旧上必要な金融その他資金計画	

第２　組織（部）別の対応業務の時系列展開

表-3.4 に示した災害応急対策業務に表-3.3 の通常業務を加え、組織（部）別の対応業務を時系列ごとに整理しました。その結果を表-3.5 に示します。

表-3.5 から、各部の業務構成を以下のように分類しました。

- ○ 地震・津波発生直後から数多くの災害応急対策業務に対応する部
- ○ 災害応急対策業務とともに優先すべき通常業務にも対応する部
- ○ 特定の災害応急対策業務に対応する部
- ○ 通常業務を継続することによって災害応急対策を支える部

１　地震・津波発生直後から数多くの災害応急対策業務に対応する部

組織（部）別の参集率	30 分未満	１時間未満	３時間未満
経営企画部	10.2%	38.8%	73.5%
防災安全部	5.9%	29.4%	82.4%
消防本部	6.3%	25.6%	79.0%

※「表-2.6　全ルート徒歩による参集率」より抜粋

本部事務局として災害対策本部の立ち上げ・運営に従事し、全庁的な災害対策活動を支援するとともに、人命救助などの即応業務に従事する部が該当します。

１時間未満の参集率（自宅から全て徒歩で参集した場合：表-2.6）はおおよそ３割です。本部事務局及び消防部は二次災害の拡大防止に努めなければならないことから、ごく初動の段階においても必要最低限の判断ができる体制の確保が必要となります。

２　災害応急対策業務とともに優先すべき通常業務にも対応する部

組織（部）別の参集率	30 分未満	１時間未満	３時間未満
総務部	24.6%	47.6%	78.6%
市民活動部	20.0%	34.1%	76.5%
健康福祉部	11.4%	25.4%	80.7%
都市整備部	5.0%	20.0%	51.1%

※「表-2.6　全ルート徒歩による参集率」より抜粋

「直ちに」の段階から庁舎機能の維持、災害対策車両の確保、医療救護活動、避難対策、道路等の被害状況把握に従事するとともに、「１日以内」から、災害対策活動と関連する優先すべき通常業務にも従事する部が該当します。

特に健康福祉部と都市整備部においては対応すべき業務が多く、対応職員の確保、あるいは業務の優先順位付けが重要となります。なお、都市整備部における３時間未満の参集率（自宅から全て徒歩で参集した場合：表-2.6）は５割程度であり、時間に余裕のない条件下では他部よりも厳しい状況となることが想定されます。

3　特定の災害応急対策業務に対応する部

組織（部）別の参集率	30 分未満	1 時間未満	3 時間未満
こどもみらい部	12.3%	39.1%	84.8%
環境部	4.0%	19.3%	70.0%
都市調整部	5.7%	17.1%	77.1%
教育部	31.9%	47.2%	75.0%
文化財部	6.3%	25.0%	43.8%

※「表-2.6　全ルート徒歩による参集率」より抜粋

こどもみらい部は保育園・学童保育等に関する対応、環境部は一般及び災害廃棄物処理に関する対応、都市調整部は応急危険度判定・宅地危険度判定、教育部は学校施設の被害把握・応急教育、文化財部は文化財に関する対応を行います。

各部ともに関連施設の被害状況把握は「直ちに」からの対応となりますが、施設の応急復旧やその後の応急対応の多くは「１日以内」からの着手となります。

文化財部における３時間未満の参集率（自宅から全て徒歩で参集した場合：表-2.6）が他部よりも低くなります。しかし、文化財部は災害対策本部においては教育部となりますから、互いの業務を共有することで対応は可能と考えられます。

4　通常業務を継続することによって災害応急対策を支える部

組織（部）別の参集率	30 分未満	1 時間未満	3 時間未満
まちづくり景観部	18.4%	39.5%	78.9%

※「表-2.6　全ルート徒歩による参集率」より抜粋

まちづくり景観部は、災害対策本部設置後は都市調整部に属することとなりますが、土地利用に関わることなど、災害発生後の優先すべき通常業務を継続することが災害対応となります。

表-3.5(1)　通常業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■経営企画部（災害対策本部においては「本部事務局」）

※　●印は主たる担当業務

経営企画部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制（第5章）	● 地震直後の緊急措置 ● 地震・津波情報の収集・伝達 ○ 各部対応体制 ● 災害対策本部（現地含む）の設置運営、連絡 ● 動員の発令 ● 職員の配備・召集		○ 職員の派遣			
情報収集伝達・広報（第6章）	● 緊急災害情報の収集 ● 地震情報・被害情報の収集・伝達 ● 災害時広報の実施 ● 通信の運用	● コールセンターの運用				
津波災害応急対策計画（第25章）	● 津波警報等の発表・伝達、避難勧告、避難指示 ● 市民等の避難誘導 ● 津波情報の収集・伝達 ● 住民への情報伝達（避難場所、津波情報等、避難勧告・指示の発令）					
広域連携・受援体制（第7章）		● 応援要請				
救助・救急、消火活動（第8章）	● 情報の収集及び広報					
避難・被災者受入れ、保護対策（第10章）	○ 避難勧告・指示（又は自主避難）の伝達、避難場所について ○ 防災上重要な施設の避難誘導					
生活救援活動（第11章）			○ 食糧の確保			
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策（第12章）			○ 広報（遺体の処理、火葬）	○ 入浴機会の確保対策 ○ 広域相互火葬応援体制		
災害時要援護者支援対策（第13章）		○ 避難状況等の確認、情報伝達 ○ 外国人への配慮				
応急教育（第14章）			○ 保護者、地域との協力			
ライフラインの応急復旧（第18章）			○ 広報（下水道施設） ○ 市民等への広報（電力施設）			
二次災害の防止対策（第23章）	○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務			● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項（施設利用予約者への連絡・調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務・経理に関すること		● 消費生活相談に関すること（事業者選択の助言、悪質事業者対応への助言）	

■総務部

※　●印は主たる担当業務

総務部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制（第5章）	● 地震直後の緊急措置 ○ 地震・津波情報の収集・伝達 ○ 各部対応体制 ○ 動員の発令 ○ 職員の配備・召集	● 災害対策用車両の調達、配車	● 災害活動用の臨時電話等の仮設 ● 職員の派遣			
情報収集伝達・広報（第6章）	○ 緊急災害情報の収集 ○ 通信の運用					
広域連携・受援体制（第7章）		○ 応援要請	○ 自衛隊派遣要請の判断、要請、活動内容、受入体制			
救助・救急、消火活動（第8章）					○ 惨事ストレス対策	
避難・被災者受入れ、保護対策（第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導					
生活救援活動（第11章）			● 飲料水及び生活用水の確保・供給 ○ 食糧の輸送と配布 ○ 生活必需物資の確保、配布 ● 受入れ（方法、人員配置、輸送と配分）			
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策（第12章）			● 行方不明者に関する相談窓口の設置			
交通規制・緊急輸送対策（第16章）		○ 輸送計画の作成及び輸送手段の確保 ○ 緊急通行（輸送）車両の確認手続				
被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動（第20章）				● 災害相談の実施体制		
二次災害の防止対策（第23章）	● 建築物等（優先判定建築物） ○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡		○ 被災箇所、危険箇所の状況調査（水害・土砂災害対策） ○ 公共施設等（建築物、構造物等の対策）			
その他	● 被災職員に関すること		● 職員の健康管理 ● 義援金品の受入れ ● 災害時における緊急支払	● 災害対策の予算措置	● 職員の公務災害補償 ● 復旧上必要な金融その他資金計画	
通常業務	● 庁舎機能の維持に関すること（災害対策本部等の緊急行政の起点となる本庁舎の電源・動力系統等の復旧および代替措置検討） ● ガソリンの優先供給に関する事務 ● 税情報やシステムのバックアップに関すること（税情報やシステムのバックアップ、遠隔地保管のうえ、早期事業復旧）		● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項（施設利用予約者への連絡・調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務・経理に関すること ● 文書の受領、発送に関すること（国・県・他市町村などから送付される文書の受領、各課への配布及び発送） ● 公印の管理に関すること（公印の管理、保管等）	● 所管財産の管理に関すること（管財課所管の土地・建物の災害利用に対する貸付・使用承認等の管理事務）	● 税情報の管理に関すること（納期の変更や徴収方法の調整等） ● 住民情報システムの運営管理に関すること（証明書発行事務等） ● 災害にかかる市税の減免事務に関すること（減免事務（調査等を含む）） ● 評価システム等の運営管理に関すること（資産税課個別システムの復旧）	● 住民情報システムの運営管理に関すること（市税の徴収事務等） ● 固定資産税・都市計画税の賦課に関すること（土地・家屋・償却資産の調査及び評価等）

表-3.5(2)　通常業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■防災安全部（災害対策本部においては「本部事務局」）

※　●印は主たる担当業務

防災安全部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 （第5章）	● 地震直後の緊急措置 ● 地震・津波情報の収集・伝達 ● 各部対応体制 ● 災害対策本部（現地含む）の設置運営、連絡 ● 動員の発令 ● 職員の配備・召集		● 職員の派遣			
情報収集伝達・広報 （第6章）	● 緊急災害情報の収集 ● 地震情報・被害情報の収集・伝達 ● 通信の運用					
津波災害応急対策計画 （第25章）	● 津波警報等の発表・伝達、避難勧告、避難指示 ● 市民の自主避難対応 ● 県等への報告 ● 市民等の避難誘導 ● 津波情報の収集・伝達 ● 住民への情報伝達（避難場所、津波情報等、避難勧告・指示の発令） ● 事業者への注意喚起					
広域連携・受援体制 （第7章）		● 応援要請 ● 広域応援の受入れ	● 自衛隊派遣要請の判断、要請、活動内容、受入体制	● 海外からの支援受入れ		
救助・救急、消火活動 （第8章）	● 情報の収集及び広報					
医療救護活動 （第9章）	○ 医療器材の調達 ○ 難病・人工透析患者等への支援	● 県への救援要請 ○ 市医師会・歯科医師会・薬剤師会等への救護部隊の派遣要請	○ 救護班の活動	○ メンタルヘルスケア対策		
避難・被災者受入れ、保護対策 （第10章）	● 避難勧告・指示（又は自主避難）の伝達、避難場所について ● 防災上重要な施設の避難誘導 ● 避難所の開設と運営（場所、入所）	● 県への報告・協力要請（帰宅困難者対策） ● 帰宅困難者の搬送	● 避難所外避難者等への対応 ● 他市町村に対する避難者の受入れ要請、移送手段確保、対象者への周知 ● 移送手段、方法（観光客等滞在者）			
生活救援活動 （第11章）			● 食糧の確保 ● 受入れ（方法、人員配置、輸送と配分）			
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策 （第12章）				○ 入浴機会の確保対策 ○ 広域相互火葬応援体制		
災害時要援護者支援対策（第13章）		● 避難状況等の確認、情報伝達 ● 外国人への配慮	● 要援護者の状況把握及び避難所での安全確保 ● 受入先の確保及び移送の実施 ● 生活救援物資の優先供給		● 住民相互の助け合い	
応急教育 （第14章）			● 保護者、地域との協力			
交通規制・緊急輸送対策（第16章）	● 情報の収集と伝達及び交通の禁止、制限等	● 輸送計画の作成及び輸送手段の確保 ● 緊急通行（輸送）車両の確認手続 ● 車両以外の輸送方法	● 応急対策（公共交通網）			
廃棄物処理対策 （第19章）			● 仮設トイレの設置等	● 他自治体等への応援要請		
被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動 （第20章）				● 災害相談の実施体制	● り災証明書の発行	
災害救援ボランティアの受入れと活動 （第21章）			● 活動要請の手続き ● 活動の内容と事後の措置			
二次災害の防止対策 （第23章）	○ 建築物等（優先判定建築物） ● 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡		● 被災箇所、危険箇所の状況調査（水害・土砂災害対策） ● 地盤沈下等による浸水等の対策			
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務			● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項 （施設利用予約者への連絡・調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務・経理に関すること			

表-3.5(3)　通常業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■市民活動部

※　●印は主たる担当業務

市民活動部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 （第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震･津波情報の収集･伝達 ○ 各部対応体制					
情報収集伝達･広報 （第6章）	○ 緊急災害情報の収集					
広域連携･受援体制 （第7章）		○ 応援要請				
避難･被災者受入れ、保護対策 （第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導		● 移送手段、方法（観光客等滞在者）			
生活救援活動 （第11章）			● 食糧の確保 ● 食糧の輸送と配布 ● 生活必需物資の確保、配布			
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策 （第12章）				○ 広域相互火葬応援体制		
災害時要援護者支援対策（第13章）					● 住民相互の助け合い	
被災者等への情報提供･相談、物価の安定等に関する活動 （第20章）					● 調査･監視及び情報提供等 （物価の安定、物資の安定供給）	
二次災害の防止対策 （第23章）	○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務			● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項 （施設利用予約者への連絡･調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務･経理に関すること ● スポーツ活動の普及についての事項 （被災日以降に開催予定の行事等の参加者への周知） ※指定管理業務の行事については指定管理者と調整	● 自治会、町内会等市民組織の支援についての事項 （自治会、町内会との連絡調整） ● 事業主及び労働者との連絡調整についての事項 （市内事業所の被災状況について鎌倉商工会議所との連絡調整） ● 財団法人湘南産業振興財団との連絡及び協調についての事項 （湘南勤労者福祉サービスセンター業務に対する被災の影響について連絡調整） ● その他労働者の福祉についての事項 （勤労者生活資金貸付制度の運用について中央労働金庫と連絡調整） ● 住民基本台帳事務 （住民基本台帳の適正な管理） （応急時住民基本台帳に関する調査） ● 戸籍に関する届出書の受理に関すること （出生、婚姻、死亡等の届出等） （応急時火埋葬許可の発行） （支所は、市民課（主管課）の業務内容･時間目標に準ずる） ● 国民健康保険、後期高齢者医療制度資格管理業務 （保険年金課（主管課）の業務内容･時間目標に準ずる）	● 資金融資に関すること （緊急融資制度の創設） （利子補給･信用保証料補助等の強化） ● 金融支援に関すること （利子補給･信用保証料補助等の強化） ● 相談体制に関すること（商工会議所との連携） （事業継続に関する情報提供等相談体制の設置） ● 労働に関する調査並びに労働者団体及び労働関係機関との連絡及び協調についての事項 （事業所の被災に伴う解雇や雇用保険の手続き等について公共職業安定所、労働基準監督署との連絡調整） ● 労働相談についての事項 （事業所の被災に伴う解雇や雇用保険の手続き等についての労働相談の実施）	

■こどもみらい部（災害対策本部においては「健康福祉部」）

※　●印は主たる担当業務

こどもみらい部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 （第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震･津波情報の収集･伝達 ○ 各部対応体制					
情報収集伝達･広報 （第6章）	○ 緊急災害情報の収集					
広域連携･受援体制 （第7章）		○ 応援要請				
避難･被災者受入れ、保護対策 （第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導					
応急教育 （第14章）	● 保育所等における応急対策(被害状況の把握等)		● 保育所等における応急対策(応急保育の実施)			
二次災害の防止対策 （第23章）	○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務			● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項 （施設利用予約者への連絡･調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務･経理に関すること ● 保育所運営（保育の実施） （未就学児の預かり） ● 子どもの家業務 （学童保育（16施設））			

表-3.5(4)　通常業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■健康福祉部

※　●印は主たる担当業務

健康福祉部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 （第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震・津波情報の収集・伝達 ○ 各部対応体制					
情報収集伝達・広報 （第6章）	○ 緊急災害情報の収集					
広域連携・受援体制 （第7章）		○ 応援要請				
救助・救急、消火活動 （第8章）	● 仮救護所の設置					
医療救護活動 （第9章）	● 医療救護情報の把握と提供 ● 医療器材の調達 ● 難病・人工透析患者等への支援					
		● 市医師会・歯科医師会・薬剤師会等への救護部隊の派遣要請				
			● 救護班の活動			
				● メンタルヘルスケア対策		
避難・被災者受入れ、保護対策 （第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導 ● 避難所の開設と運営（場所、入所）					
			● 避難所外避難者等への対応			
生活救援活動 （第11章）			○ 食糧の確保 ○ 食糧の輸送と配布 ○ 生活必需物資の確保、配布			
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策 （第12章）			● 行方不明者に関する相談窓口の設置 ● 遺体の取扱 ● 資器材の調達等（遺体の処理、火葬） ● 広報（遺体の処理、火葬）			
				● 健康管理の実施 ● 防疫対策 ● 入浴機会の確保対策 ● 広域相互火葬応援体制		
災害時要援護者支援対策（第13章）		● 避難状況等の確認、情報伝達 ● 外国人への配慮				
			● 要援護者の状況把握及び避難所での安全確保 ● 受入先の確保及び移送の実施 ● 生活救援物資の優先供給			
					● 仮設住宅入居災害時要援護者の安否確認及びニーズ把握 ● 要援護者の生活支援の実施 ● 住民相互の助け合い	
応急教育 （第14章）			● 応急教育対策			
被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動 （第20章）				● 被災した生活保護世帯の応急対策		
					● り災者への災害見舞金	
						● 生業に必要な資金の貸与
災害救援ボランティアの受入れと活動 （第21章）			● 活動拠点等の確保及び災害ボランティアセンターの運営 ● 民間団体等の受入れ			
災害救助法の適用 （第22章）			● 災害救助法の適用手続き			
二次災害の防止対策 （第23章）	○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務	● 在宅生活支援サービスに関すること （一人暮らし高齢者登録の管理、民生委員等との連携） （在宅福祉サービスセンターの施設管理に関すること）					
			● 在宅生活支援サービスに関すること （配食サービスの利用に関すること） （緊急通報装置の利用に関すること）			
	● 介護保険給付の給付管理に関すること （介護保険サービス事業所の状況確認）					
			● 介護保険給付の給付管理に関すること （介護保険サービス利用等に係る窓口相談業務（市民）） （介護保険サービス利用等に係る窓口相談業務（事業所））			
					● 介護保険給付の給付管理に関すること （介護保険サービス事業所への介護給付費の支払い）	
			● 要介護認定に関すること （要介護認定等に係る窓口相談業務）			
				● その他介護保険に関すること （介護システムの運営管理）		
					● 要介護認定に関すること （介護認定審査会の開催）	
			● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項 （施設利用予約者への連絡・調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務・経理に関すること ● 要援護者等に対する保健指導に関すること （要援護者に対する生活支援及び指導） ● 福祉センターに関すること （被害状況調査、応急復旧作業）			
				● 福祉総合システムに関すること ● 日本赤十字社の事務援助に関すること （救援物資等の配布） ● 医療機関との連絡調整に関すること （生活保護受給者の受診時の調整） ● 医療券の発行に関すること （生活保護受給者の医療券の発行） ● 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人ホームへの入所等の措置に関すること （要援護者に対する養護老人ホーム入所措置の決定） ● 障害福祉サービス等の支給に関すること （サービスの利用等にかかる相談業務、支給決定業務、障害程度区分の認定、審査会の開催） ● 自立支援医療の支給に関すること （自立支援医療の申請、窓口相談業務） ● 妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付に関すること （母子手帳の交付等） ● 生活保護費の経理に関すること （生活保護費の緊急払（追給）） ● 生活保護法(昭和25年法律第145号)による保護の決定及び実施に関すること （生活保護受給者の支援および保護費等の支給）		
					● 生活保護費の経理に関すること （生活保護費の定例支給）	
				● 国民健康保険事業に関する企画及び運営に関すること （国保システムの運営・管理）		
						● 国民年金に関すること （資格関係の届出、裁定請求、年金保険料免除申請など） ● 国民健康保険事業に関する企画及び運営に関すること （国民健康保険加入・喪失の手続き、被保険者証の発行など） ● 後期高齢者医療保険料の徴収その他の後期高齢者医療に関すること （後期高齢者医療保険加入・喪失の手続き、被保険者証の発行など）
					● ホームレス対策に関すること （ホームレスの実態調査及び支援）	
						● 行旅病人及行旅死亡人取扱法に関すること（行旅死亡人の火葬等） ● 墓地、埋葬等に関する法に関すること （墓地、埋葬等に関す法律第9条の該当者の火葬等）
					● 民生委員及び児童委員に関すること （民生委員及び児童委員に対する支援等） ● 市民の健康保持、健康増進のための保健指導に関すること （要精密検査となった受診者への勧奨業務等）	
						● 災害弔慰金の支給等に関するもの及び小災害に関すること （災害弔慰金等の支給業務） ● 原子爆弾被爆者の援護に関すること （被爆者援護手当の支給）

表-3.5(5)　通常業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■環境部

※　●印は主たる担当業務

環境部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制（第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震・津波情報の収集・伝達 ○ 各部対応体制					
情報収集伝達・広報（第6章）	○ 緊急災害情報の収集					
広域連携・受援体制（第7章）		○ 応援要請				
避難・被災者受入れ、保護対策（第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導			● ペット・動物の保護収容		
保健衛生、防疫、遺体の処置に関する対策（第12章）				○ 防疫対策		
警備・救助、環境管理対策（第17章）			● 震災に伴う環境汚染対策に係る措置			
廃棄物処理対策（第19章）			● 収集・処理方法（ごみ処理施設、処理対策） ● し尿の収集・処理（施設及び車両確保、要領作成） ● 仮設トイレの設置等	● ごみ集積場所等の防疫 ● 不法投棄の防止 ○ 他自治体等への応援要請 ● 災害廃棄物等対策体制と処理の基本方針		
二次災害の防止対策（第23章）	○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務			● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項（施設利用予約者への連絡・調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務・経理に関すること			

■まちづくり景観部（災害対策本部においては「都市調整部」）

※　●印は主たる担当業務

まちづくり景観部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制（第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震・津波情報の収集・伝達 ○ 各部対応体制					
情報収集伝達・広報（第6章）	○ 緊急災害情報の収集					
広域連携・受援体制（第7章）		○ 応援要請				
避難・被災者受入れ、保護対策（第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導					
文化財等の災害応急対策（第15章）			○ 被災情報の収集 ○ 被災現場の保存	○ 他機関との協議		
二次災害の防止対策（第23章）	○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務	● 都市計画情報（法定図書、システム等）の保全・運用（都市計画課で所持している法定図書等の情報の保全・運用） ● 公拡法届出処理に関する事務（土地有償譲渡の届出処理／土地買取希望申出の処理） ● 国土法届出処理に関する事務（土地売買等届出の処理）		● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項（施設利用予約者への連絡・調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務・経理に関すること	●【都市計画に関する企画、調査及び調整についての事項】都市計画情報提供 仮設建築物の建築を目的とした用途地域等の都市計画情報の提供 ●【都市計画法等に基づく建築等の制限についての事項】都市計画法第53条第1項に基づく許可 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において仮設建築物の建築に対する対応 ●【都市計画法等に基づく建築等の制限についての事項】都市計画法第58条の2第1項に基づく届出 地区計画区域内の仮設建築物の建築に対する対応 ●【生産緑地の買取り等についての事項】生産緑地地区に関する対応 生産緑地地区内における、土地利用相談等を受けた場合の対応	● 測量成果の複製・使用 （測量法第43条（測量成果の複製）及び第44条（測量成果の使用）に基づく申請に対する承認）	● 放置自転車及び駐輪場対策 （車両通行の妨げとなる自転車の整理及び自転車等駐車場・保管場所の管理運営）

■都市調整部

※　●印は主たる担当業務

都市調整部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制（第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震・津波情報の収集・伝達 ○ 各部対応体制					
情報収集伝達・広報（第6章）	○ 緊急災害情報の収集					
広域連携・受援体制（第7章）		○ 応援要請				
避難・被災者受入れ、保護対策（第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導					
応急教育（第14章）	○ 被害状況の把握等（学校防災）		○ 学校施設の応急対策			
交通規制・緊急輸送対策（第16章）	● 情報の収集と伝達及び交通の禁止、制限等					
二次災害の防止対策（第23章）	● 建築物等（優先判定建築物） ○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡		● 被災箇所、危険箇所の状況調査（水害・土砂災害対策）	● 建築物等（その他の建築物）	● 被災宅地の危険度判定	
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務			● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項（施設利用予約者への連絡・調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務・経理に関すること			

表-3.5(6)　通常業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■都市整備部

※　●印は主たる担当業務

都市整備部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 （第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震･津波情報の収集･伝達 ○ 各部対応体制					
情報収集伝達･広報 （第6章）	○ 緊急災害情報の収集					
広域連携･受援体制 （第7章）		○ 応援要請				
避難･被災者受入れ、保護対策 （第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導					
生活救援活動 （第11章）				● 被災住宅の応急修理	● 応急仮設住宅の建設	
災害時要援護者支援対策（第13章）			● ライフラインの優先復旧		● 高齢者･障害者向け仮設住宅の仕様 ● 高齢者･障害者向け仮設住宅入居者への支援	
交通規制･緊急輸送対策 （第16章）	● 情報の収集と伝達及び交通の禁止、制限等		● 緊急啓開路線の選定、情報伝達 ● 道路障害物除去 ● 道路啓開用資機材の調達	● 市道の緊急復旧（住民要望、最低限の市道の確保）		
ライフラインの応急復旧 （第18章）			● 広報（下水道施設） ● 下水道施設応急対策	● 復旧計画の策定（下水道施設）		
二次災害の防止対策 （第23章）	○ 建築物等（優先判定建築物） ○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡		○ 被災箇所、危険箇所の状況調査（水害･土砂災害対策） ● 公共施設等（建築物、構造物等の対策）			
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務	● 道路工事施工現場確認 （施工中の工事現場の安全確認） ● 市営住宅の入居者管理に関すること （市営住宅入居者の安否確認、被災状況の把握）		● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項 （施設利用予約者への連絡･調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務･経理に関すること ● 台帳等のデータの閲覧等に関すること （下水道台帳、下水道接続家屋データ等の閲覧や問合せに対応するための台帳等の保護･管理） ● 災害復旧工事についての事項 （災害復旧工事の調査について） （災害復旧工事の設計、施工管理及び監督について） ● 汚水溢水の解消 （平常時の業務（通常業務）のうち、継続･早期復旧が必要な業務）	● 市営住宅の建物管理に関すること （市営住宅の応急修理等） ● 公園及び緑地の被害状況調査及び記録、災害現場の応急措置及び復旧に関すること	● 都市整備部局他課からの災害対策応急業務依頼 （地域防災計画に記載されていない災害対策応急業務）	● 道路占用、承認工事等の許認可業務 （インフラ整備のための許認可業務） ● 境界の確定･確認作業 （道路境界の確定及び確認） ● 地籍調査（官民境界等先行調査）に関すること（官民境界の確定）

■拠点整備部（災害応急対策・通常業務ともに意見なし）

※　●印は主たる担当業務

拠点整備部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制 （第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震･津波情報の収集･伝達 ○ 各部対応体制					
情報収集伝達･広報 （第6章）	○ 緊急災害情報の収集					
広域連携･受援体制 （第7章）		○ 応援要請				
避難･被災者受入れ、保護対策 （第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導					
二次災害の防止対策 （第23章）	○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務			● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項 （施設利用予約者への連絡･調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務･経理に関すること			

表-3.5(7)　通常業務を含めた組織（部）別の対応業務の時系列展開

■教育部

※　●印は主たる担当業務

教育部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制（第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震･津波情報の収集･伝達 ○ 各部対応体制 ● 動員の発令					
情報収集伝達･広報（第6章）	○ 緊急災害情報の収集					
広域連携･受援体制（第7章）		○ 応援要請				
避難･被災者受入れ、保護対策（第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導 ● 避難所の開設と運営（場所、入所）					
応急教育（第14章）	● 児童･生徒等保護対策（学校防災） ● 被害状況の把握等（学校防災）		● 学校施設の応急対策 ● 学校その他教育機関との連絡 ● 応急教育対策 ● 保育所等における応急対策(応急保育の実施) ● 保護者、地域との協力			
文化財等の災害応急対策（第15章）			○ 被災情報の収集 ○ 被災現場の保存	○ 他機関との協議		
被災者等への情報提供･相談、物価の安定等に関する活動（第20章）						● り災児童、生徒に対する学用品の配布
二次災害の防止対策（第23章）	○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務			● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項 （施設利用予約者への連絡･調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務･経理に関すること			● 学校施設の管理に関する事項 （被害のあった施設の修繕等）

■文化財部（災害対策本部においては「教育部」）

※　●印は主たる担当業務

文化財部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制（第5章）	○ 地震直後の緊急措置 ○ 地震･津波情報の収集･伝達 ○ 各部対応体制					
情報収集伝達･広報（第6章）	○ 緊急災害情報の収集					
広域連携･受援体制（第7章）		○ 応援要請				
避難･被災者受入れ、保護対策（第10章）	○ 防災上重要な施設の避難誘導					
文化財等の災害応急対策（第15章）			● 被災情報の収集 ● 被災現場の保存	● 他機関との協議		
二次災害の防止対策（第23章）	○ 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡					
その他	○ 被災職員に関すること					
通常業務			● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項 （施設利用予約者への連絡･調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務･経理に関すること			

■消防本部

※　●印は主たる担当業務

消防本部	直ちに～	3時間以内～	1日以内～	3日以内～	2週間以内～	それ以降
応急活動体制（第5章）	● 地震直後の緊急措置 ● 地震･津波情報の収集･伝達 ○ 各部対応体制					
情報収集伝達･広報（第6章）	● 緊急災害情報の収集 ● 地震情報･被害情報の収集･伝達 ● 災害時広報の実施					
津波災害応急対策計画（第25章）	● 津波警報等の発表･伝達、避難勧告、避難指示 ● 市民等の避難誘導					
広域連携･受援体制（第7章）		● 応援要請	● 受援準備			
救助･救急、消火活動（第8章）	● 消防職員、消防団員の動員及び参集 ● 救助･救急活動の方針、体制、事案把握、現場活動 ● 仮救護所の設置 ● 情報の収集及び広報				● 惨事ストレス対策	
医療救護活動（第9章）	● 医療救護情報の把握と提供	● 県への救援要請				
避難･被災者受入れ、保護対策（第10章）	● 避難勧告･指示（又は自主避難）の伝達、避難場所について ● 防災上重要な施設の避難誘導					
被災者等への情報提供･相談、物価の安定等に関する活動（第20章）					● り災証明書の発行	
二次災害の防止対策（第23章）	○ 建築物等（優先判定建築物） ● 施設の点検、応急措置、関係機関への連絡		● 被災箇所、危険箇所の状況調査（水害･土砂災害対策）			
その他	○ 被災職員に関すること				● 消防団員等の公務災害補償	
通常業務	● 災害時燃料確保に関すること （消防車両･自家発等の燃料確保） ● 救急受入れ病院等の把握に関すること （市域外の基幹拠点病院への搬送･移送）		● 部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること ● 所管する施設の利用に関する事項 （施設利用予約者への連絡･調整） ● 部内の災害対策の活動計画に関すること ● 部内の庶務･経理に関すること			

第４章　具体的な措置の検討課題

非常時優先業務を滞りなく遂行するためには、人員体制、庁舎設備、通信設備、情報システム、備蓄等に関して事前の準備を整えておく必要があります。例えば、人員体制を強化するためには、第３章で整理した各部の非常時優先業務に順位を設定し、業務が集中する部を支える全庁的な体制の構築が必要です。

本章では、職員参集に関すること、非常時優先業務に関すること等を参考として、地震災害時における業務継続上の課題と対応措置の方向性を整理しました。

第１　職員の参集・体制等に関すること

【課題】

大規模地震災害が発生した場合は非常配備体制（全職員参集）となり、数多くの災害応急対策業務に対応する部、災害応急対策業務とともに優先すべき通常業務にも対応する部で人員不足となる傾向があります。

それに加えて、職員自身が被災者になる可能性、参集途上のアクシデント等で参集が困難となる可能性、電気等のライフライン停止により庁舎機能が一時的に麻痺する可能性があります。

さらに、ミニ防災拠点班に属する職員は、所属部課の対応ではなく、避難所（ミニ防災拠点）へ参集することとなります。

このような状況を踏まえ、職員の参集・体制等に関する対応の方向性等を以下のように整理しました。

【方向性】

- 非常時優先業務に当たる部門を応援・支援する体制の構築（初期段階に業務が集中する部門への人員の選択投入）
- 各部署に適切な指揮命令権者を確保。また、特別な資格、技能等が必要な部門への有資格者の確保
- 業務執行体制の確保（スライド勤務、交替体制等）
- 業務経験者、臨時職員の活用
- 職員の安否確認や伝達方法の確認
- 職員の家族との安否確認

第２　庁舎及び庁舎等の機能維持に関すること

１　庁　舎

【課題】

庁舎等の公共施設（市有）に関する耐震化の必要性、地震・津波に対する危険性は、「鎌倉市公共施設白書（平成 24 年３月）」等を参考に、表-2.3 に示したとおりです。

特に、災害対策活動の拠点となる市役所本庁舎・支所、避難所となる市立小・中学校は、地震による揺れ、液状化、がけ崩れ、津波等の影響を受けず、災害対策活動に支障を来たさないことが重要です。また、幼い命を預かる保育園についても、建物倒壊による人的被害等を予防するため、耐震化対策が重要となります。

【方向性】

● 耐震診断、補強等
● 代替施設の検討、確保

２　電　力

【課題】

電力が停止すると、以下の事態が発生することが想定され、災害対策全般だけでなく、市役所としての機能維持にも影響を与える可能性があります。

○ 各業務システムが利用できないことによる業務効率低下
○ 電話やインターネットなどの通信が使用できなくなる
○ 防災行政用無線による情報発信ができなくなる
○ 庁舎等の受水槽から送水できなくなる（飲料水等の供給停止）
○ 冷暖房設備が使用できなくなる
○ 停電発生時に備え自家発電設備を設置しているものの、下水道終末処理場等の施設が稼動できなくなる

このように、電力供給が停止する影響は市役所が行う多くの業務の影響を与えます。震度６強以上の地震が発生し、津波も発生する想定のもと、電力供給停止を想定した場合の庁舎機能について被害想定を行い、影響の範囲を把握するとともに、事前に準備しておくべき対策を検討しておく必要があります。

また、クリーンセンターや浄化センターが稼動できなくなると、一般廃棄物や下水処理が滞り、環境部や都市整備部の業務が一時的に停止するおそれがあります。

【方向性】

● 非常用電力の確保（発電機の整備　※燃料、冷却水等の確保も考慮）
● 確保可能な電力量の配分方法の検討
● 計画停電を考慮した業務継続

第３　電話・通信等に関すること

１　電　話

【課題】

地域の電話回線が利用可能であっても、庁舎内に設置している交換機の転倒、故障及び電源の喪失等により、電話が使用不能となる可能性があります。災害時には被災地内での電話が集中し、固定電話や携帯電話（通話）は使用できなくなるおそれもあります。近年、急速に普及が進んでいるＩＰ電話は、通常の電話回線と異なるルートのため、輻輳の影響は受けませんが、停電発生時には利用できなくなります。

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための重要通信を確保するために、「災害時優先電話」をあらかじめ指定することができます。「災害時優先電話」に指定された回線については、災害時に輻輳して受発信が統制された場合でも、優先的な発信が可能となります。災害対策本部や地域活動拠点となる支所、避難所（ミニ防災拠点）、県、警察・消防などの関係機関との連絡、首長（市長）や指揮系統の管理職との連絡は重要です。災害時優先電話の確保状況を把握し、常に連絡がとれる体制にしておく必要があります。

携帯電話のメール機能は、平成 16 年新潟県中越地震において、固定電話、携帯電話（通話）と比較して有効でした。現在、台数は少なくなりましたが、当時、公衆電話も有効とされました。職員の安否確認や参集状況の把握、部課内での緊急連絡など、災害時における使用用途の検討が必要です。

【方向性】

- 電話交換機の転倒防止対策等
- 衛星携帯電話の充実及び継続的な訓練実施

２　防災行政用無線

【課題】

防災行政用無線は、地震や台風をはじめとする気象情報や市から伝達する防災情報等を屋外スピーカーから放送し、市民へ伝達する設備です。

地震や津波などの影響を受け、電源が喪失すると使用不能となります。

【方向性】

- 防災行政用無線専用の非常用発電機（燃料・冷却水を伴う）の確保
- 防災行政用無線の操作の習得
- 防災行政用無線の管理者及び従事者の代替確保
- ＭＣＡ無線の通信状況確認

第４　情報システム・重要データの保全に関すること

【課題】

住民情報・税関連等の情報資産を扱っているコンピュータが設置されている建物は、揺れにより倒壊してはならず、室内においてもサーバマシン等の転倒・転落が発生してはならず、電力が安定的に供給され、冷却装置も稼動し続けていなければならず、いかなることが発生しても、重要データを保全しなければなりません。

個々のＰＣについても、強烈な揺れに見舞われると、転落等に伴うハードディスクの損傷により、格納していた重要データが失われるおそれがあります。通常業務で使用している文書や図面等のデータが失われると、応急普及活動の着手が遅れる可能性があります。

同一の地震・津波災害で被災しない遠隔地にバックアップデータを保管するという方法もあります。停電等により電子記録が使用できなくなる可能性や電子データが損傷した場合を考慮し、紙媒体による保持を行うことにも留意が必要と考えられます。

このような情報技術に長けた職員、あるいは重要データの内容を理解している職員を増やすことも重要です。情報技術や重要データを理解している職員が少ないと、その職員が参集できなかった場合、初動期の対応が遅れるおそれがあります。

ＩＣＴ利用部門においては、東日本大震災の後に見直された「地方公共団体におけるＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）策定に関するガイドライン」を参考に、情報システムや重要データの保全に関する取組を推進する必要があります。

万が一に備え、情報システムに頼らずに業務に当たるという方法もあります。

【方向性】

- 非常時優先業務に必要なデータ・記録等の保護及びバックアップ準備
- 発災時に利用が想定できるシステム等の優先度（重要度）に応じた電源の確保
- サーバ等の転落・転倒対策等の実施

第５　執務環境等に関すること

1　執務環境（什器等の転倒防止、ガラスの落下・飛散防止）

【課題】

強烈な揺れにより、地震対策を行っていない棚が倒れ、机上や引き出しの書類等が散乱します。机上のＰＣは、転倒・転落等により破損することもあります。出入口（非常口）付近の什器は、転倒時に人の出入りを妨げる可能性があります。

休日・夜間に参集した際、最初の作業が散乱した什器等の片づけであることが多いようです。事前に地震対策を施すことにより、特に「直ちに（30 分以内）」からの性急な対応が要求される業務に速やかに着手できます。

【方向性】

- ● オフィス什器の転倒・落下防止対策の実施
- ● オフィス什器等の配置換えの検討
- ● 書架等の扉開放防止対策の実施
- ● ガラスの落下・飛散防止措置の実施

2　トイレ

【課題】

トイレが使用できない状態の継続は、職員の健康を損ね、業務の遂行に影響が及びます。震度６強以上の地震に見舞われた場合、どれくらいの期間、トイレが使用できなくなるかの想定が必要です。

建物や設備が揺れや津波により直接被災した場合はすぐに使用不能となります。

ポンプやセンサは、停電となると使用できなくなります。

非水洗トイレ（汲み取り式）の場合は、地震発生からどの程度の時間が経過した後から処理業者の対応が可能となるか、あらかじめ調整する必要があります。

仮設トイレの組み立てについては、内閣府の調査によると、以下に示す時間を要します。

○ 初心者で取扱説明書を読みながらの場合　　　約 30 分～60 分
○ 技術者等の指導下、又は慣れている職員の場合　　約５分～20 分

平成７年の阪神・淡路大震災以降、マンホール型トイレが普及するようになりました。庁内等の敷地で今後必要になると考えられます。

【方向性】

- ● 簡易トイレ、携帯トイレ等の確保、組み立て訓練の実施
- ● マンホール型トイレの設置可能性の検討

第６　飲料水・食糧等（職員用）に関すること

【課題】

地域防災計画（地震災害対策編）において、発災直後には公的な支援が行き届かない可能性があることから、市民には最低３日分の飲料水・食糧等の備蓄を促しています。

上水道の供給が停止し、食糧の入手も困難となる中、職員は災害対策を行わなければなりません。当然、職員にも飲料水・食糧のニーズが発生します。これらをあらかじめ備蓄するか、これらの調達先を確実にしておかないと、災害時には飲料水不足、食糧不足の中で多忙な時間を過ごすこととなってしまいます。

平成 16 年新潟県中越地震の際、被災市民向けには近隣の調理施設等を用いた炊き出しの実施と配送が行われたものの、職員向けには、地震の翌日、職員１人当たりペットボトルの水１本と菓子パン１個だったという事例があります。

また、東日本大震災の対応の教訓から、災害時における職員用の寝具（毛布等）の配布や調達方法を確立する必要性も指摘されています。

いずれにしても、市が行う災害対策活動に支障が生じないよう、職員の健康管理も重要な課題の一つとなります。

【方向性】

- 勤務時間外に参集する際には、必要な物資を持参
- 職員用の備蓄の準備と、職員向けの食糧調達方法を確立

第７　車両・燃料に関すること

【課題】

災害時においては、被害把握や応急復旧、物資輸送等を目的とした車両利用のニーズが高まります。庁内等にて利用可能な車両の台数を把握し、ガソリン・灯油等の燃料が滞りなく供給できる体制が必要となります。車両の台数に制限がある場合には、どのような業務に対して優先的に車両を利用するかを判断する必要もあります。地震発生直後の段階においては、非常用発電機用の燃料だけでなく、災害対策用車両のための燃料が必要となります。市役所ではガソリン携行缶を保管・管理しています。しかし、燃料を入れた状態で指定数量以上の保管は消防法上できません。

【方向性】

- 大型車両や特殊車両等のドライバー確保（複数人員）
- 災害対策車両用燃料の優先的確保
- ＬＰガスによるエネルギー供給の検討

第５章　業務継続体制の向上

第１　教育・訓練等

発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続体制について検討した内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに発災時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ることが重要です。

教育・訓練に関しては、表-5.1 を業務継続体制の検討過程で策定し、計画的に実施することが望まれます。業務が複数の組織や施設に関係する場合には、連携して教育・訓練を実施することも考えられます。また、国内で大規模災害が発生した場合に応援要員を派遣し、経験を通して知見やノウハウを蓄積することや、外部機関の研修に職員を参加させること等も有効と考えられます。

表-5.1　教育訓練に係る実施計画の例

［内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説　第１版」平成 22 年４月］

教育・訓練等の種類	内　容	対　象	頻度（時期）
避難消防訓練	避難訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（初期消火、通報）を実施。できるだけ消防署の指導を受ける	全職員	毎年１回 ※防災訓練の日
参集訓練	防災訓練を実施する日の朝に、徒歩等による参集訓練を、避難消防訓練の際に併せて実施	全職員	毎年１回 ※防災訓練の朝
安否確認訓練	あらかじめ定められた方法により、各職員は安否情報を連絡し、人事課が集約・報告。避難消防訓練の際に併せて実施	全職員	毎年１回 ※防災訓練の日
内外連絡の確認	内外の関係者との通信手段の状況・連絡先の確認	通信担当者・連絡先確認者	毎年４回
非常用発電機の立上げ訓練	非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認	担当課	毎年１回
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認	データ・システム管理者	毎年２回
資源の確認	計画発動時に使用する資機材・食料等の状況確認	資源管理の担当者	毎年２回
全職員を対象とした講演・確認	業務継続体制の説明、各部署の非常時優先業務や職務代行等に係る確認	全職員	毎年１回 ※異動直後
幹部職員層を対象とした研修	非常時に実施するべきことの習熟	管理職員	毎年１回 ※異動直後
代替施設の利用に関する訓練	代替施設への移転・利用訓練	非常時優先業務実施職員	毎年１回
他組織との連携訓練	他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練。代替施設での他組織との通信の確認も含む	他組織と連携する業務に係る職員	毎年１回
他の地方公共団体が被災した場合の応援要員の派遣	他の地方公共団体が被災した場合に、応援要員を派遣（実際の経験を通して対応の考え方や方法等を学ぶ）	受入先との調整に基づき適任者を派遣	適宜

第２　業務執行体制の整備

現時点では、大規模地震災害時の対応体制（事務分掌）の調整、非常時優先業務、事前の準備に関して課題があります。

また、ヒト、モノ、情報及びライフライン等の必要資源が確保できた場合でも、非常時優先業務の具体的な手順や方法等が明確でない場合には、非常時優先業務の遂行に支障を伴う可能性があります。このため、個々の具体的な非常時優先業務をどのように実行していくかについては、各部・各課において業務ごとにマニュアルを整備しておくことが必要不可欠となります。

特に、震災では非常時優先業務の多くが応急対策業務であり、平常時の経験等の延長では対応できないものが多いため、行動指針となるマニュアル（仕事の流れ）や重要なポイントを明らかにしておくことが必要となります。

また、応急対策業務だけでなく通常業務についても、必要資源の制約を前提とした上で、どのような方法や手順等で対応すべきか検討しておくことが求められます。

そこで、本計画を円滑に遂行する上で、各業務の具体的な対応マニュアル等である行動指針を作成し、業務継続体制の向上を図っていくこととします。

【行動指針の作成ポイント】

非常時優先業務は、非常時であっても実施しなくてはならない業務です。よって、例えば、担当職員がいないため実施ができないというような事態は避けなければなりません。そこで、非常時優先業務を誰でも実行できるようにするために、非常時優先業務を「どのような手順で、何を使い、どのように実施していくか」を明確にするため、次の点に留意して作成します。

- 実施手順を明確にする
- 必要な業務資源を明確にする

また、この行動指針は、職員の人事異動、改善策の実施、訓練・研修等の機会にその内容を検証し、本計画と同様に検証・改善を繰り返すことで、継続的に内容の充実を図っていきます。

第３　点検・見直し等

業務継続体制の検討は、一定の前提を踏まえて検討します。したがって、最初から完全な体制が構築できるとは限りません。発災時に実際に機能する計画とするために、連絡先の変更があった場合には遅滞なく更新するなどの時点修正のほか、防災拠点での確認・訓練等や被災経験などを通して定期的に業務継続計画の実効性を点検・見直しを行い、レベルアップを図っていくことが求められます。

特に、訓練等は点検・見直しを行うよい機会であり、単に対応力の向上の機会とするだけでなく、点検・見直しの機会としても有効に活用することが重要です。また、これらを通じて得られた教訓や知見等は、それらを体制・計画に反映するとともに、組織内で有効活用ができるように情報を共有することも重要です。